

# 工程表の見方

- この工程表は、マニフェストに関する取組み事業について、実施スケジュールや取組手法などの手順を示したものです。
- 工程表の取組み内容やスケジュールについては、財政状況や社会経済情勢の変化等によって、変動する場合があります。
- 取組みに関する経費については、毎年度の予算編成の中で、事業費を精査のうえ、財源の確保に努めます。
- 今後の進捗状況については、予算・決算時に随時取りまとめ、公表します。

## 【凡例】

**マニフェストに関する取組み事業工程表**  
 IV 未来への投資で全国に誇れる県都:千葉市へ / i 子どもを産み、育てたいと思う千葉市を創る

No.	取組み事業名	従来の取組み	取組みの方向性	工程					取組みにおける留意事項	所管局(問い合わせ先)		
				項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度			備考	
54	父子家庭への支	市単独のひとり親支援事業として、医療費助成、入学・就職祝金支給、高校就学扶助など、いずれも、母子家庭と同様に父子家庭に対しても支援を行っています。	国の動向を見極めながら、児童扶養手当に相当する父子手当の導入を検討します。また、その他の支援については、次世代育成支援行動計画(後期計画)に「ひとり親家庭への支援」を位置づけ、計画的に実施します。	実施レベル	検討・準備					【関連No】 No.53	・児童扶養手当の対象に父子家庭も含める等の法改正の動きがあるため、その動向を見極めます。	保健福祉局 (保健福祉局子ども家庭部子育て支援課) 電話番号 043-245-5104
				取組み内容	事業方針の検討・決定(父子手当)	情報収集 方針決定	システム構築 手当支給開始					
				取組み内容	事業方針の検討・決定(その他の支援)	★事前アンケート 計画案作成 ★パブリックコメント手続 計画策定	・次世代計画(後期計画)に基づき、各種施策を実施	・次世代計画(後期計画)に基づき、各種施策を実施	・次世代計画(後期計画)に基づき、各種施策を実施			

**【No.】**  
取組み事業単位の通し番号を表示しています。

**【見出し】**  
マニフェストの見出しを表示しています。

**【取組み事業名】**  
マニフェストに関する市の具体的な取組み事業の名称を表示しています。

**【実施レベル】**  
実施レベルを、「検討・準備」「一部実施」「実施」の3段階で表示しています。  
 ・「検討・準備」・・・事前の検討や準備を行っている段階  
 ・「一部実施」・・・工程表の取組み項目のうち、一部を実施(着手含む)する段階  
 ・「実施」・・・工程表の取組み項目をすべて実施(着手含む)する段階

**【所管局(問い合わせ先)】**  
取組みを所管する局及び問い合わせ先を表示しています。

**【取組みにおける留意事項】**  
取組みを進めるにあたっての課題等、留意すべき点を表示しています。

**【従来の取組み】**  
「取組みの方向性」の前提となる、従来の市の取組みの概要を表示しています。  
 なお、新規の取組みについては、「なし」と表示しています。

**【取組みの方向性】**  
平成21~24年度末までの取組みの方向性を表示しています。

**【取組み内容】**  
「取組みの方向性」に対応した取組み内容を、具体的な取組項目ごとに表示しています。

**【市民参加】**  
各年度の取組みの中で、市民参加に関する取組みについては、★印で表示しています。

**【備考】**  
相互に関連する取組み事業のNoや、その他特記事項を表示しています。

マニフェストに関する取組み事業工程表

I 市政の透明性を向上する / i 今こそガラス張りの市政を

No.	取組み事業名	従来の取組み	取組みの方向性	工 程					取組みにおける留意事項	所管局 (問い合わせ先)	
				項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度			備考
1	入札制度に関する第三者交えた調査委員会の設置	前市長の逮捕起訴に関して、警察及び検察による捜査等とは別に、市独自に関係職員から事件に関する事情聴取を実施しています。	市職員以外の第三者を交えた調査委員会を設置し、入札等に関する調査を進めます。  (調査内容) 入札制度等に係る運用状況及び課題等の検証と再発防止策の検討 (メンバー) 市職員の他に、第三者として、弁護士等の学識経験者等を委員に加ええます。	実施レベル	検 討 ・ 準 備						総務局  (総務局総務部人事課) 電話番号 043-245-5031
				一部 実 施							
				実 施							
				取組み内容	方 針 検 討	・委員会設置条例案等の検討 ・平成21年7月末に、調査委員会の準備組織を設置					
				調 査 委 員 会 の 設 置	・平成21年第3回定例会において、附属機関としての調査委員会の設置条例議案を提出 ・10月に調査委員会を設置						
				調 査 実 施	・入札制度等に係る運用状況及び課題等の検証と再発防止策の検討	・引き続き、調査実施 ・調査結果報告					
2	政治倫理条例の制定	なし	市長の政治倫理条例及び職員の倫理条例を制定するため、先行市の制定状況等を調査検討し、条例議案を提出します。	実施レベル	検 討 ・ 準 備						総務局  (総務局総務部総務課) 電話番号 043-245-5022
				一部 実 施							
				実 施							
				取組み内容	調 査 検 討 ・ 議 案 提 出	・課題整理 ・先行市等の調査 ・関係機関と調整 ・条例素案の検討・作成	・条例素案の決定 ★パブリックコメント手続 ・条例案の決定 ・第3回定例会に議案提出				
3	有力者からの要望・陳情の文書保存と公開	不公正な取扱いを求める行為に対しては、不当要求行為として記録を作成し、上司へ報告するなど組織的な対策を定めています。	有力者からの要望、陳情等を文書で残し、公開する制度を検討し、実施します。	実施レベル	検 討 ・ 準 備						総務局  (総務局総務部人事課) 電話番号 043-245-5031
				一部 実 施							
				実 施							
				取組み内容	制 度 の 検 討 ・ 実 施	・先行市等の調査 ・制度案及び公開基準の検討 ・要綱制定	・制度施行				
4	希望型指名競争入札の拡大	平成21年度から、各課で契約している委託契約について、100万円を超える案件については原則として希望型指名競争入札を導入済みですが、一部において指名競争入札を実施しているものがあります。	100万円を超える委託契約については、希望型指名競争入札になじまないものを除き、原則として全て希望型指名競争入札によることとします。	実施レベル	検 討 ・ 準 備						財政局  (財政局財政部契約課) 電話番号 043-245-5087
				一部 実 施							
				実 施							
				取組み内容	方 針 の 検 討 ・ 決 定	・現状の把握と課題の整理 ・委託業務所管部署との調整 ・希望型指名競争入札になじまないとする基本的な考え方の整理	・委託契約ごとに順次実施				

マニフェストに関する取組み事業工程表

I 市政の透明性を向上する / ii 千葉市のことは千葉市民が決める

No.	取組み事業名	従来の取組み	取組みの方向性	工 程					取組みにおける留意事項	所管局 (問い合わせ先)		
				項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度			備考	
5	附属機関の会議及び予算編成過程の公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>附属機関等の会議については一部非公開のものがありますが、原則公開としています。</li> <li>予算編成過程については、平成21年度当初予算から、見積情報及び査定結果を公開しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、積極的な情報公開の周知に努めます。</li> <li>予算編成過程の公開については、編成過程の各段階の情報を公開していきます。</li> </ul>	実施レベル	検討・準備					<ul style="list-style-type: none"> <li>予算編成にあたって論点となっていることなどがわかりやすく伝わるよう、内容や形式を工夫します。</li> <li>附属機関の会議の公開に関すること (総務局総務部総務課) 電話番号 043-245-5022</li> <li>予算編成過程の公開に関すること (財政局財政部財政課) 電話番号 043-245-5073</li> </ul>	総務局、財政局	
				取組み内容	情報公開の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>市政情報室だよりによる周知</li> </ul>						
6	指定管理者選定委員会の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>選定委員会は、基本的に市職員を中心とする構成となっています。</li> <li>選定委員会は公開されておらず、開催後の議事要旨公開となっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>選定委員会は、少なくとも半数以上は外部委員とします。選定委員会は条例で位置づけます。</li> <li>会議は原則公開としますが、公開できない場合は、事後に議事録(議事要旨ではなく)を公表します。</li> </ul>	実施レベル	検討・準備					<ul style="list-style-type: none"> <li>原則公開としますが、非公開とする部分の整理が必要です。</li> <li>選定委員会の設置単位を検討する必要があります。</li> </ul>	総務局 (総務局総務部行政管理課) 電話番号 043-245-5028	
				取組み内容	条例化	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例案の検討・作成</li> <li>条例議案の提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例施行</li> </ul>					
7	市民に身近な市長室の実現	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長室を身近に感じてもらい、市民が前向きに市政へ参加してみたい環境づくりを行います。</li> <li>今後の取組みとしては、市民から見える市長室の実現を目指して、移転場所等を選択し、費用、効果、業務の効率性など様々な視点から比較検討を行い、方針を決定します。</li> <li>なお、ハード面の整備については、慎重な検討を要することから時間がかかるため、当面は、現状でも実施可能なソフト面の事業を先行させ、市民に身近な市長室を目指します。</li> </ul>	実施レベル	検討・準備					【関連No】 No.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>なるべくお金をかけずに、目的を達成できる方法を検討します。</li> <li>事業効果の維持・拡大を目指し、ハード・ソフト両面からの取組みを検討します。</li> </ul>	総務局、財政局 (総務局市長公室秘書課) 電話番号 043-245-5009
				取組み内容	移転方針の検討・決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>移設場所・仕様の検討</li> <li>各ケースの比較検討</li> <li>移転方針の決定</li> </ul>						
8	広報・広聴機能の強化	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に「千葉市」をもっと身近に感じてもらい、もっと関心を持ってもらうために、市政に関する情報を分かりやすく発信します。また、市民の声を的確に把握するよう努めます。</li> <li>情報発信については、広報・広聴機能を持つ所管課を一元化し、戦略的に実施する必要がありますが、平成21年度は、現行体制の中で「市民対話会」「ランチ広聴」を実施し、組織を一元化した後、平成22年度以降、「出前市長」「青空市政報告会」等を順次実施します。</li> <li>1 市民対話会 全学的なテーマを設定し、市長と市民が市政について対話をします。 各区役所・コミュニティ等で実施 ☆ 6区×2回 = 12回/年 実施 (なお、平成21年度は6回/年実施)</li> <li>2 ランチ広聴 市長が、市内の各種団体に属する市民と昼食をとりながら対話をします。 ☆ 平成22年度から、週1回を目途に実施する予定です。 (なお、平成21年度は1回/月実施)</li> <li>3 出前市長 市長が、市民の集會等に出向き、市政についてお話しします。(現行の出前講座の市長版です。) ☆ 平成22年度から随時実施する予定です。</li> <li>4 青空市政報告会 毎回エリアを設定し、そのエリア内の公園等公共施設で市長が市政についてお話しします。 ☆ 平成22年度から随時実施する予定です。 ※1~4とも、募集方法・告知等については、広報紙・ホームページなどでお知らせします。</li> <li>5 メールマガジン 配信する内容を検討し、所要のシステムを導入し、メールマガジンの配信を行います。</li> </ul>	実施レベル	検討・準備					【関連No】 No.7 No.77	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務局、企画調整局、市民局、各区役所</li> <li>メールマガジンに関すること (企画調整局情報政策課) 電話番号 043-245-9331</li> <li>上記以外に関すること (企画調整局企画課) 電話番号 043-245-5053</li> </ul>	
				取組み内容	市民対話会	<ul style="list-style-type: none"> <li>手法の検討</li> <li>★一部実施(各区1回実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施要綱等の整備</li> <li>★実施(各区2回実施)</li> </ul>	★継続実施	★継続実施			
8	広報・広聴機能の強化	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に「千葉市」をもっと身近に感じてもらい、もっと関心を持ってもらうために、市政に関する情報を分かりやすく発信します。また、市民の声を的確に把握するよう努めます。</li> <li>情報発信については、広報・広聴機能を持つ所管課を一元化し、戦略的に実施する必要がありますが、平成21年度は、現行体制の中で「市民対話会」「ランチ広聴」を実施し、組織を一元化した後、平成22年度以降、「出前市長」「青空市政報告会」等を順次実施します。</li> <li>1 市民対話会 全学的なテーマを設定し、市長と市民が市政について対話をします。 各区役所・コミュニティ等で実施 ☆ 6区×2回 = 12回/年 実施 (なお、平成21年度は6回/年実施)</li> <li>2 ランチ広聴 市長が、市内の各種団体に属する市民と昼食をとりながら対話をします。 ☆ 平成22年度から、週1回を目途に実施する予定です。 (なお、平成21年度は1回/月実施)</li> <li>3 出前市長 市長が、市民の集會等に出向き、市政についてお話しします。(現行の出前講座の市長版です。) ☆ 平成22年度から随時実施する予定です。</li> <li>4 青空市政報告会 毎回エリアを設定し、そのエリア内の公園等公共施設で市長が市政についてお話しします。 ☆ 平成22年度から随時実施する予定です。 ※1~4とも、募集方法・告知等については、広報紙・ホームページなどでお知らせします。</li> <li>5 メールマガジン 配信する内容を検討し、所要のシステムを導入し、メールマガジンの配信を行います。</li> </ul>	取組み内容	ランチ広聴	<ul style="list-style-type: none"> <li>手法の検討</li> <li>★一部実施(月1回程度実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施要綱等の整備</li> <li>★実施(週1回を目途に実施)</li> </ul>	★継続実施	★継続実施			
				取組み内容	出前市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>手法の検討</li> <li>★実施要綱改正の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施要綱の改正</li> <li>★第2四半期(7~9月)から実施</li> </ul>	★継続実施	★継続実施			
8	広報・広聴機能の強化	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に「千葉市」をもっと身近に感じてもらい、もっと関心を持ってもらうために、市政に関する情報を分かりやすく発信します。また、市民の声を的確に把握するよう努めます。</li> <li>情報発信については、広報・広聴機能を持つ所管課を一元化し、戦略的に実施する必要がありますが、平成21年度は、現行体制の中で「市民対話会」「ランチ広聴」を実施し、組織を一元化した後、平成22年度以降、「出前市長」「青空市政報告会」等を順次実施します。</li> <li>1 市民対話会 全学的なテーマを設定し、市長と市民が市政について対話をします。 各区役所・コミュニティ等で実施 ☆ 6区×2回 = 12回/年 実施 (なお、平成21年度は6回/年実施)</li> <li>2 ランチ広聴 市長が、市内の各種団体に属する市民と昼食をとりながら対話をします。 ☆ 平成22年度から、週1回を目途に実施する予定です。 (なお、平成21年度は1回/月実施)</li> <li>3 出前市長 市長が、市民の集會等に出向き、市政についてお話しします。(現行の出前講座の市長版です。) ☆ 平成22年度から随時実施する予定です。</li> <li>4 青空市政報告会 毎回エリアを設定し、そのエリア内の公園等公共施設で市長が市政についてお話しします。 ☆ 平成22年度から随時実施する予定です。 ※1~4とも、募集方法・告知等については、広報紙・ホームページなどでお知らせします。</li> <li>5 メールマガジン 配信する内容を検討し、所要のシステムを導入し、メールマガジンの配信を行います。</li> </ul>	取組み内容	青空市政報告会	<ul style="list-style-type: none"> <li>手法の検討</li> <li>★課題の整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★第2四半期(7~9月)から実施</li> </ul>	★継続実施	★継続実施			
				取組み内容	メールマガジン	<ul style="list-style-type: none"> <li>配信するメールマガジンの検討・決定</li> <li>★導入システムの決定</li> <li>★運用方法の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム導入・配信準備</li> <li>★メールマガジン配信(随時追加)</li> </ul>	★継続実施	★継続実施			

マニフェストに関する取組み事業工程表

I 市政の透明性を向上する / iii 市役所から区役所へ、区役所から市民に分権

No.	取組み事業名	従来の取組み	取組みの方向性	工程					取組みにおける留意事項	所管局 (問い合わせ先)		
				項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度			備考	
9	区役所機能の充実(業務の拡充)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ニーズや課題を把握する手段、情報発信の手段が不十分です。</li> <li>・区の自主事業として「区民ふれあい事業」を実施しているものの、予算が少額であるため、独自性のある事業を展開できません。</li> <li>・区役所では、土木・環境等に関する市民相談や問い合わせに、十分に対応できていないケースがあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁者に必要な情報を提供するとともに、区民ニーズ把握のための広聴事業を実施します。</li> <li>・自主事業を充実させます。また、区の企画機能を強化します。</li> <li>・土木事務所、環境事業所、公園管理事務所と区役所の役割を見直します。</li> </ul>	実施レベル	検討・準備					【関連No】 No.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民局、環境局、都市局、建設局、各区役所</li> <li>(市民局市民部政課)</li> <li>電話番号 043-245-5132</li> </ul>	
				一部実施								
				実施								
				取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報・広聴機能の充実</li> <li>・自主事業の充実</li> <li>・区役所と3事業所の役割の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな広報、広聴手法の検討</li> <li>・自主事業のあり方の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな広報、広聴手法の展開</li> <li>・事業実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな広報、広聴手法の展開</li> <li>・実施事業の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな広報、広聴手法の展開</li> <li>・実施事業の拡大</li> </ul>			
10	区役所機能の充実(区長の庁議等出席)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 庁議(局長級会議) 中央区長のみ出席しています。</li> <li>2 議会 なし</li> </ul>	区役所機能の充実に応じて、区長出席を進めます。	実施レベル	検討・準備					【関連No】 No.9  ※ No.9の取組み内容「自主事業の充実」における「実施事業の拡大」の状況を踏まえ、対応します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画調整局、市民局、各区役所</li> <li>(市民局市民部政課)</li> <li>電話番号 043-245-5132</li> </ul>	
				一部実施								
				実施			※					
				取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁議への出席</li> <li>・議会への出席(議場説明員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討</li> <li>・検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討</li> <li>・検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施</li> <li>※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続実施</li> <li>※</li> </ul>			
11	市民参加条例の改正	平成20年3月に「千葉市市民参加及び協働に関する条例」を制定し(平成20年4月施行)、条例に基づき、市民参加及び協働の取組みを推進しています。	「千葉市市民参加及び協働に関する条例」を改正するため、検討・手続を行い、条例改正議案を提出します。	実施レベル	検討・準備					【関連No】 No.12  ・平成25年4月改正条例及び規則施行予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例の新規制定にあわせた条例改正</li> </ul>	市民局 (市民局市民部市民総務課) 電話番号 043-245-5152
				一部実施								
				実施								
				取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例改正</li> <li>・規則改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例改正内容の検討</li> <li>・規則改正案の検討・作成(市民参加手続を明記)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例改正案の検討</li> <li>★市民参加協働推進会議に付議</li> <li>★市民参加手続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例改正案の検討</li> <li>★市民参加協働推進会議に付議</li> <li>★市民参加手続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例改正案の作成</li> <li>★市民参加推進会議に付議</li> <li>★パブリックコメント手続</li> <li>★第4回定例会に議案提出</li> </ul>			
12	自治基本条例の制定	なし	自治基本条例を制定するため、他政令市等の制定状況を調査するとともに、市民委員会を含めた条例検討組織による検討等を行い、条例議案を提出します。	実施レベル	検討・準備					【関連No】 No.11  ・平成25年4月施行予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉市市民参加及び協働に関する条例との関係を整理</li> <li>・議会基本条例に関し、議会との協議調整</li> </ul>	総務局 (総務局総務部総務課) 電話番号 043-245-5022
				一部実施								
				実施								
				取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他政令市等の制定状況の調査検討</li> <li>・市民委員会を含めた条例検討組織による検討等、議案提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他政令市等の条例制定状況の調査検討</li> <li>★条例検討組織の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★タウンミーティングの開催</li> <li>★条例検討組織による中間報告・提言</li> <li>・条例素案の検討・作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例素案の決定</li> <li>★パブリック・コメント手続</li> <li>・条例案の決定</li> <li>★第4回定例会に議案提出</li> </ul>				
13	公募委員選任の推進	「千葉市市民参加及び協働に関する条例」及び「附属機関等の委員の公募に関する要綱」に基づき、附属機関の委員の公募による選任を進めています。	引き続き、条例及び要綱に基づき、附属機関の委員の公募による選任を進めます。	実施レベル	検討・準備					【関連No】 No.11  ・平成25年4月施行予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募委員の選任は、附属機関の設置目的、審議事項等に応じて判断。</li> <li>・公募委員を選任することが適当でない附属機関について整理が必要。(法令により委員構成が定められているもの、専門的な事案を扱うもの、個別案件の審査や判定を行うもの等)</li> </ul>	総務局、市民局 (市民局市民部市民総務課) 電話番号 043-245-5152
				一部実施								
				実施								
				取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募委員の選任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員改選又は附属機関の新設にあわせ、公募委員の選任協議、選任</li> <li>・「附属機関に類するもの」の見直しにあわせ、公募委員の選任協議、選任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員改選又は附属機関の新設にあわせ、公募委員の選任協議、選任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続実施</li> <li>・継続実施</li> </ul>				
14	有償ボランティアの活用の推進	千葉市が実施している事業の中には、ボランティアを活用しているもの、ボランティアに謝礼や交通費等の支給をしているものがあります。	事業の性格、活動内容、ボランティアの意識等とともに、個別の事業ごとに判断し、必要に応じてボランティアに交通費等を支給します。	実施レベル	検討・準備					【関連No】 No.11  ・平成25年4月施行予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募委員を選任することが適当でない附属機関について整理が必要。(法令により委員構成が定められているもの、専門的な事案を扱うもの、個別案件の審査や判定を行うもの等)</li> </ul>	市民局 (市民局市民部市民総務課) 電話番号 043-245-5152
				一部実施								
				実施								
				取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアへの交通費等の支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別事業ごとに検討、実施</li> <li>・個別事業ごとに検討、実施</li> <li>・個別事業ごとに検討、実施</li> <li>・個別事業ごとに検討、実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別事業ごとに検討、実施</li> <li>・個別事業ごとに検討、実施</li> <li>・個別事業ごとに検討、実施</li> <li>・個別事業ごとに検討、実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続実施</li> <li>・継続実施</li> <li>・継続実施</li> <li>・継続実施</li> </ul>				

# マニフェストに関する取組み事業工程表

## I 市政の透明性を向上する / iii 市役所から区役所へ、区役所から市民に分権

No.	取組み事業名	従来の取組み	取組みの方向性	工 程					取組みにおける留意事項	所管局 (問い合わせ先)	
				項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度			備考
15	ボランティアデータベースの構築	<p>千葉県ボランティアセンター、ちば生涯学習ボランティアセンター、千葉県国際交流プラザにおいて、各分野のボランティア登録及びマッチング(ボランティア活動の参加者と受入先との結び付け)を行っています。</p> <p>また、ボランティアズカフェでは、これらの機関と連携して、ボランティア情報を収集し、提供しています。</p>	<p>ボランティアデータベースを作るため、検討を進めます。</p>	実施レベル	検討・準備					<p>・個人情報の取扱い</p> <p>・既存の3つのボランティア情報の登録内容等の調整</p>	<p>総務局、市民局、保健福祉局、教育委員会事務局</p> <p>(市民局市民部市民総務課) 電話番号 043-245-5152</p>
					一部実施						
					実施						
				取組み内容	ボランティアデータベースの作成	・検討	・検討	・検討	・実施		

マニフェストに関する取組み事業工程表

Ⅱ 大規模開発の見直し、行政の効率化による財政再建 / i 大規模開発を見直す

No.	取組み事業名	従来の取組み	取組みの方向性	工 程					取組みにおける留意事項	所管局 (問い合わせ先)	
				項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度			備考
16	千葉都市モノレール延伸の見直し	市立青葉病院までの延伸を計画しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>延伸計画の凍結及び千葉～県庁前間の扱いを含め、総合的な交通政策の中で有識者を交えて検討します。</li> <li>平成21年度の延伸関係調査費は今後の定例会に付議し、減額補正します。</li> </ul>	実施レベル	検討・準備					<ul style="list-style-type: none"> <li>有識者による総合交通政策の検討及び策定</li> </ul>	都市局 (都市局都市部交通政策課) 電話番号043-245-5350
				取組み内容	延伸の凍結	<ul style="list-style-type: none"> <li>今年度調査費について定例会に付議し減額補正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有識者を交えた会議を設置して総合交通政策を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合交通政策の検討及び策定</li> </ul>			
17	千葉駅西口再開発事業の再検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度に特定建築者を公募しましたが、決定まで至りませんでした。</li> <li>公共施設整備の一部を実施しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A棟再開発ビルの特定建築者の再公募を行います。</li> <li>再公募の結果、応募者が現れない場合は、再開発ビル(A棟・B棟)計画の見直しを行います。</li> <li>A棟再開発ビルと弁天地区(北口)複合施設の機能連携について検討します。</li> <li>駅前広場、道路については、平成23年度末供用開始に向け、事業を進めます。</li> <li>B棟再開発ビルについては、A棟整備状況、社会経済状況や周囲の開発状況を見極め、整備内容、時期及び手法を検討します。</li> </ul>	実施レベル	検討・準備				【関連No】 No.18	<ul style="list-style-type: none"> <li>再公募にあたり、経済状況等から応募の可能性は楽観できない状況にあります。</li> <li>B棟再開発ビルが遅れる場合は、敷地の暫定利用を検討する必要があります。</li> <li>自転車駐車場の整備が遅れる場合は、暫定的な確保が必要となります。</li> </ul>	都市局 (都市局都市部西口再開発事務所) 電話番号 043-244-6831
				取組み内容	A棟再開発ビル整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定建築者の再公募</li> <li>特定建築者の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計、法的手続き</li> <li>着工</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事</li> </ul>			
18	弁天地区複合施設整備の見直し	平成21年5月に、子育て・高齢者の生きがい活動・市民公益活動の支援機能を備えた複合施設の整備用地(中央区弁天1丁目)として、土地開発公社から再取得しました。	<ul style="list-style-type: none"> <li>西口再開発事業との関連性や周辺に立地する生涯学習センターなどの機能連携について検討するとともに、市民参加の取組みにより基本構想を策定します。</li> <li>なお、基本計画の策定過程においては、広く市民の意見を求め「当初案・見直し案・売却案」などの比較検証を行い事業の推進について判断します。</li> </ul>	実施レベル	検討・準備				【関連No】 No.17	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民や関係団体からの十分な意見聴取と活用</li> <li>西口の再開発ビルへの公的施設機能の導入状況によっては、当該事業スケジュールや進め方を大幅に見直す必要があります。</li> </ul>	企画調整局 (企画調整局政策調整課) 電話番号 043-245-5056
				取組み内容	事業方針の検討・決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討(課題整理、市民参加の取組み手法等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ワークショップ(市民ニーズの把握と施設機能の方向性を検討)</li> <li>整備手法等の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本構想(案)作成</li> <li>★市民意見募集</li> <li>基本構想策定(方針決定)</li> </ul>			
19	蘇我スポーツ公園整備の縮小	運動公園の機能に加え、災害時における広域防災拠点としての機能を兼ね備えた公園として整備を進めています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 財政状況を踏まえ残りの整備内容を見直し縮減に努めます。</li> <li>(1)庭球場については施設整備の縮小を行います。</li> <li>(2)第3工区第4工区の当初計画の施設整備については、全面的に見直し、防災機能を確保するための高潮対策の盛土及び主園路の液状化対策を行うこととし、利活用については市民の意見を踏まえながら検討します。</li> <li>2 用地については計画的に取得します。</li> </ul>	実施レベル	検討・準備					<ul style="list-style-type: none"> <li>H23年度に事業開始後10年が経過することから、事業の再評価を行う必要があります。</li> <li>第4工区は球技場に隣接する駐車場等を整備することから、第3工区に先行して整備します。</li> </ul>	都市局 (都市局公園緑地部公園建設課) 電話番号 043-245-5783
				取組み内容	施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備の計画見直し</li> <li>庭球場整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>庭球場整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4工区整備</li> </ul>			
20	開発事業等の見直し(幕張町215号線(花立踏切)整備の見直し)	JR総武本線の錦糸町駅から千葉駅間の踏切は、連続立体交差事業等により除却されてきたが、幕張町215号線(花立踏切)の1箇所が残されました。現在、この花立踏切の踏切除却事業(立体交差)を進めています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の道路が整備されるなど事業開始当初に比べ状況が変化したことや、現在の計画は、事業の長期化及び多額の事業費を要することから、計画の見直しを行います。</li> <li>見直しに当たっては、事業の目的である踏切除却事業は継続することとし、地元及び関係機関との調整を図りながら、構造の見直しなどの検討を進めます。</li> </ul>	実施レベル	検討・準備					<ul style="list-style-type: none"> <li>事業見直しに関する地元合意形成</li> <li>JR等との協議調整</li> </ul>	建設局 (建設局道路部道路計画課) 電話番号 043-245-5338
				取組み内容	事業見直しの検討・決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業見直しに関する検討</li> <li>鉄道横断施設構造の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>見直し案の確定</li> <li>公共事業再評価監視委員会への諮問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施</li> </ul>			
21	開発事業等の見直し(都市計画道路の見直し)	都市計画道路の見直しについては、「見直しガイドライン」(パブリックコメントを実施)を策定し、道路の必要性や交通量等から、当該道路の存続・廃止・変更を決定していきます。	従来の取組みでは、長期に整備の見込みのたない路線が多く残ることとなることから、本市の道路ネットワークの必要性を確認しつつ、財政状況を視野にいたった都市計画道路の見直しを検討します。	実施レベル	検討・準備					<ul style="list-style-type: none"> <li>国においても、都市計画法の抜本見直しを検討しており、国の動向を見極め、調整が必要です。</li> <li>都市計画決定により長期の建築制限を受けている地元の方々等の意向を把握し、調整が必要です。</li> </ul>	都市局 (都市局都市部都市計画課) 電話番号 043-245-5303
				取組み内容	合意形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・県等関係機関との調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★市民に本市の見直しの考え方を公表・意見募集</li> <li>市民への説明(説明会等)・調整</li> </ul>				
				取組み内容	見直し案の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>見直し案の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>時点修正(交通量解析等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>時点修正(交通量解析等)</li> </ul>			

マニフェストに関する取組み事業工程表

Ⅱ 大規模開発の見直し、行政の効率化による財政再建 / ii 市役所の仕事を総点検し、行政の効率化を図る

No.	取組み事業名	従来の取組み	取組みの方向性	工 程					取組みにおける留意事項	所管局 (問い合わせ先)	
				項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度			備考
22	事務事業評価の実施	事務事業の所管課による評価を実施し、評価結果を公表していました。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課において事務事業評価を実施し、評価結果をすべて公表します。</li> <li>各課で作成した事務事業評価シートをもとに有識者等による外部評価を実施し、評価結果をすべて公表します。</li> <li>外部評価員が公開でヒアリングを行う事業については、ホームページ等で周知し、広く市民からも意見募集します。</li> <li>外部評価の結果は、予算編成の参考資料とし、必要に応じて事務事業の見直しに反映させます。</li> </ul>	実施レベル	検討・準備					<ul style="list-style-type: none"> <li>外部評価結果及び市民からの意見は各事業の存続等についての最終決定ではなく、予算編成における参考資料として扱います。</li> </ul>	総務局、財政局 (総務局総務部行政管理課) 電話番号 043-245-5028
				一部実施							
				実施							
				取組み内容	事務事業の内部評価	各課における事務事業評価シートの作成					
				事務事業の外部評価	有識者等による外部評価						
				市民意見の募集	★外部評価ヒアリング対象事業に関する市民意見の募集						
				市長報告・ヒアリング	外部評価結果等を市長報告 事業の今後の方針決定						
評価結果の公表	すべての事務事業評価シートの公表 外部評価結果の公表										
予算編成へ反映	評価結果を参考にした予算編成										
23	補助金の見直し	所管局による自主的な見直しや予算調整を通じ、補助の妥当性や効果の検証を行ってきました。	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金の見直しの基本的な指針となる「補助金のあり方に関するガイドライン」を策定し、すべての補助金について公益性や補助効果の検証を行い、第三者評価も取り入れながら、廃止、縮小、存続等見直しの方向性を検討します。</li> <li>見直しの結果存続する補助金については、改めて終期を設定し、定期的に同様の見直しを行っていきます。</li> </ul>	実施レベル	検討・準備				<ul style="list-style-type: none"> <li>存続する補助金については、終期を定め、定期的に見直しを実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体運営補助、事業費補助、利子補給など、それぞれの性格に応じた見直し基準の策定</li> </ul>	総務局、財政局 (財政局財政部財政課) 電話番号 043-245-5073
				一部実施							
取組み内容	補助金の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討</li> <li>ガイドラインの策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインに基づく見直し作業</li> <li>第三者による評価</li> <li>見直し結果の平成23年度当初予算への反映</li> </ul>								
24	外郭団体の見直し	外郭団体経営見直し指針に基づき、外郭団体の経営改善に取り組んでいます。	外郭団体の経営改善に取り組むとともに、統廃合を進めます。また、市OB役員のあり方を見直します。	実施レベル	検討・準備					総務局 (総務局総務部行政管理課) 電話番号 043-245-5028	
				一部実施							
				実施							
				取組み内容	経営改善	実施	実施	実施			実施
統廃合	検討	一部実施	一部実施	実施							
市OB役員の見直し	検討	一部実施	一部実施	実施							
25	特別会計及び企業会計の経営健全化に関する有識者からの意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院事業会計は、規則設置の委員会から中期経営計画の取組について意見・助言をもらい病院運営の参考としています。</li> <li>下水道事業会計は、中長期経営計画を策定するための検討委員会を設置していますが、常設の経営専門委員会は設置していません。</li> <li>水道事業会計は、条例設置の運営協議会に予算・決算状況などを報告しています。</li> <li>その他の特別会計のうち、条例又は要綱・規則設置の委員会・協議会がある会計については予算・決算状況などを報告しています。</li> <li>委員会・協議会がない特別会計は、経営についての諮問などは行っていません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別会計、企業会計の現状と課題、健全化に向けた取組について、専門家から意見を聴取する仕組みを構築します。</li> <li>既に委員会、協議会を設置している特別会計、企業会計は、既存の委員会等を活用して、経営健全化に関する意見等を聴取します。</li> <li>委員会、協議会からの意見等は公表します。</li> </ul>	実施レベル	検討・準備				<ul style="list-style-type: none"> <li>病院事業会計に関すること(保健福祉局健康部健康企画課) 電話番号 043-245-5203</li> <li>下水道事業会計に関すること(下水道局管理部 下水道総務課) 電話番号 043-245-5403</li> <li>水道事業会計に関すること(水道局水道総務課) 電話番号 043-291-5461</li> <li>上記以外の会計に関すること(総務局総務部行政管理課) 電話番号 043-245-5028</li> </ul>		
				一部実施							
				実施							
				取組み内容	事業方針の検討・決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>各関係課協議(現状調査)</li> <li>対象とする会計範囲の検討</li> </ul>					
				附属機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>附属機関設置の協議</li> <li>条例案の作成</li> <li>議案提出</li> <li>委員の選任及び委嘱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>附属機関設置の協議</li> <li>条例案の作成</li> <li>議案提出</li> <li>委員の選任及び委嘱</li> </ul>					
				委員会開催		<ul style="list-style-type: none"> <li>経営状況の報告</li> <li>健全化の取組報告</li> <li>健全化に資する意見の集約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営状況の報告</li> <li>健全化の取組報告</li> <li>健全化に資する意見の集約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営状況の報告</li> <li>健全化の取組報告</li> <li>健全化に資する意見の集約</li> </ul>			
情報発信		ホームページ等で公表	ホームページ等で公表	ホームページ等で公表							
26	市長等の給与カット	平成15年より、市長、その他の特別職等(副市長、常勤の監査委員、教育長)に対して、給与カットを随時実施しています。現在は、給料のみを対象として、市長10%、副市長等5%のカットを実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>極めて厳しい財政状況等を踏まえ、市長、副市長の給与カットを強化していきます。</li> <li>新たな減額措置として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>①市長・・・給料・地域手当 20%カット</li> <li>期末手当 50%カット</li> <li>退職手当 50%カット</li> <li>②副市長・・・給料・地域手当 10%カット</li> <li>期末手当 30%カット</li> </ul> </li> <li>の実施を目指します。</li> </ul>	実施レベル	検討・準備				<ul style="list-style-type: none"> <li>市長・副市長の新たな給与カットについては、平成21年第2回定例会に提案済、継続審査中。</li> <li>※ 議会議決後に実施します。</li> </ul>	総務局 (総務局総務部職員課) 電話番号043-245-5034	
				一部実施							
				実施		※					
				取組み内容	方向性の検討・決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>各々の特別職につき、①給与カットの必要性、②カットする給与の種類③カット率を検討</li> </ul>		給与カットの継続の是非と内容の再検討			
給与カットの実施(市長・副市長)		市長・副市長の新たな給与カットを実施	※	上記検討結果に基づき、必要に応じて給与カットを実施	検討結果に基づき、必要に応じて給与カットを実施						



マニフェストに関する取組み事業工程表

Ⅱ 大規模開発の見直し、行政の効率化による財政再建 / iv 千葉都市モノレールは公募社長で改革する

No.	取組み事業名	従来の取組み	取組みの方向性	工 程					取組みにおける留意事項	所管局 (問い合わせ先)		
				項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度			備考	
31	千葉都市モノレール株式会社の経営改革 (公募社長による改革)	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モノレール会社の社長を公募します。</li> <li>・モノレール会社は公募による社長のもとで、積極的な営業、広報活動及び経営改革を図ることになります。</li> </ul>	実施レベル	検討・準備					【関連No】 No.32 No.33		都市局  (都市局都市部交通政策課) 電話番号043-245-5350
				一部実施								
				実施								
				取組み内容	社長公募	・公募準備～公募開始 ・社長予定者選定	・公募による社長の就任					
			経営改革等		・営業、広報活動及び経営改革の検討	・営業、広報活動及び経営改革の検討及び実施	・営業、広報活動及び経営改革の検討及び実施					
32	千葉都市モノレール株式会社の経営改革 (社員の育成及び登用)	モノレール会社は社員教育・育成に取り組んでいます。	公募による社長のもとに、会社が人員配置等を検討し、更なる社員の育成と登用を実施します。	実施レベル	検討・準備					【関連No】 No.31		都市局  (都市局都市部交通政策課) 電話番号043-245-5350
				一部実施								
				実施								
				取組み内容	社員の育成と登用	・社員の育成	・社員の育成と登用 ・公募による社長の就任	・社員の育成と登用	・社員の育成と登用			
33	千葉都市モノレール株式会社の経営改革 (イメージの向上)	昭和62年11月に公募により愛称を「タウンライナー」としています。  今後導入予定の新型車両のコンセプトを「アーバン・フライヤー」としています。	公募による新社長の体制のもとで、モノレール会社で名称変更、アナウンスや各種案内・設備イメージの統一に取り組んでいきます。	実施レベル	検討・準備					【関連No】 No.31		都市局  (都市局都市部交通政策課) 電話番号043-245-5350
				一部実施								
				実施								
				取組み内容	名称変更 車内アナウンス 各種案内・設備		・実施に向けての社内検討 ★名称の公募	・名称変更実施 ・車内アナウンス実施 ・設備更新によるイメージ統一	・設備更新によるイメージ統一			

マニフェストに関する取組み事業工程表

Ⅲ 市民の命と幸せを大事にする千葉市を創る / i 命が第一。安心して医療と介護が受けられる街に

No.	取組み事業名	従来の取組み	取組みの方向性	工 程					取組みにおける留意事項	所管局 (問い合わせ先)		
				項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度			備考	
34	医師の確保と定着に向けた環境整備(医師の処遇改善)	不足する産科・小児科・救急科等における医師確保対策を国に対して重点要望しています。 また、産科医療補償制度の導入により、産科医の紛争の防止・早期解決や、産科医療の質の向上を図りました。 両市立病院の医師に対し、事務負担の軽減を図るため、医療クラークを導入するとともに、産科医の負担の軽減と妊婦をサポートするため、「助産師外来」を開始しました。	・国に対し、不足する産科・小児科・救急科等における医師確保対策(診療報酬の引き上げ等)を引き続き要望します。 ・産婦人科医の処遇改善を通じて、その確保を図るため、市内の民間病院及び両市立病院の産婦人科医に対し、分娩取扱手当を支給します。	実施レベル	検討・準備							保健福祉局  (保健福祉局健康部 健康企画課) 電話番号 043-245-5203
				一部実施								
				実施								
				取組み内容	医師確保の国への要望	・実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施			
			分娩取扱手当の支給	・実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施					
35	医師の確保と定着に向けた環境整備(コンビニ受診の防止)	平日に外来受診せず、緊急性のない軽症患者が、休日・夜間に救急診療を受診するコンビニ受診の防止等については、市ホームページの内に「救急医療情報」の中で救急医療の利用方法等について周知、啓発を行っています。 また、小児科については、市ホームページに県が行っていることも急病電話相談#8000を掲載するほか、各医療機関でのポスターの掲出により周知に努めています。	・救急医療の重要性などを載せたポスター及びリーフレットの作成や市政だよりを活用し、市民に対して救急医療受診方法等の周知、啓発を図ります。 ・既存で実施している市ホームページや市政出前講座等を利用して、更に、コンビニ受診問題などについて市民に周知、啓発を図っていきます。	実施レベル	検討・準備							保健福祉局  (保健福祉局健康部 健康医療課) 電話番号 043-245-5206
				一部実施								
				実施								
				取組み内容	情報発信	・市ホームページ「救急医療情報」の中や市政出前講座における周知、啓発	・市ホームページ等の内容見直し及び更なる周知、啓発					
			調査、検討	・他都市状況等の調査 ・休日救急診療所、海浜病院内夜間初期救急診療部の小児科におけることも急病電話相談#8000のポスターの掲出による周知及び窓口での情報提供方法等の検討	・リーフレット、ポスター作成 ・窓口配布による周知、啓発							
36	医師の確保と定着に向けた環境整備(院内保育所の改善)	平成5年に院内保育所を両市立病院に開設しています。  (青葉病院)定員20人 月～土 7:00-19:00 (海浜病院)定員30人 月・火・木・金7:45-19:00 水 7:45-21:00 土 8:00-19:00	医師、看護師等の定着を図るため、院内保育所利用者等に対し、利用改善事項についてアンケートを実施し、その結果を踏まえ、改善を図ります。	実施レベル	検討・準備						・施設の老朽化 ・病児保育の必要性に関する検討	保健福祉局  (保健福祉局健康部 健康企画課) 電話番号 043-245-5203
				一部実施								
				実施								
				取組み内容	改善方法の検討・決定	・アンケート調査の実施、調査結果の分析 ・改善案の作成	・改善案の実施	・改善案の実施	・改善案の実施			
37	市立病院の経営改革	両市立病院は、地方公営企業法の一部適用(財務規定)により、病院運営を行っており、1類の事業所として、事務局長は、市職員が2～3年で交代しています。	「千葉市立病院改革プラン」において、経営形態を「地方公営企業法全部適用」に変更することとしており、この場合、医療・病院経営に関して見識のある病院管理者を選任することとなります。この病院管理者の下で、経営の効率化、事務局長の選任、専門知識を有した職員の育成など、病院事業の経営改革を進めます。	実施レベル	検討・準備							保健福祉局  (保健福祉局健康部 健康企画課) 電話番号 043-245-5203
				一部実施								
				実施								
				取組み内容	事業方針の決定	・「千葉市立病院改革プラン」公表 ・移行準備	・移行準備 ・病院管理者の選任 ・条例改正等	・地方公営企業法全部適用へ移行				
38	国民健康保険料滞納世帯への対応	・保険料未納の世帯主に対し、督促状、催告書、被保険者証返還警告通知、同返還請求通知の送付、及びこの間に電話催告・訪問調査等を実施したうえで、なお納付相談に応じず保険料が1年以上未納となった世帯主に資格証を交付しています。  ・資格証の交付は、災害・病気・失業等政令で定める特別な事情により保険料の納付が困難な世帯や、公費負担医療を受けている方及び、心身障害者などの市単独医療費助成を受けている方は除外しており、さらに平成21年2月からは中学生以下の子ども、医療を受ける必要のある者も除外しています。	・未納世帯の状況を十分調査し、事情等の把握に努め、短期被保険者証(有効期限6か月)の交付などの対応を図り、医療機会の提供に努めます。 ・満18歳未満の者に対し、短期被保険者証を交付します。 ・以上の取組みを行いつつ、納付率の向上に努めます。	実施レベル	検討・準備						・納付相談の機会確保	保健福祉局  (保健福祉局健康部 健康保険課) 電話番号043-245-5142
				一部実施								
				実施								
				取組み内容	未納世帯の調査及び十分な事情の把握	・資格証明書該当世帯の把握 ・該当世帯との接触機会の確保及び納付相談などの実施	・継続実施					
			満18歳未満の者に対する短期被保険者証の交付	・該当世帯の把握及び手法の検討、実施(新規)(中学生以下の子どもは、短期被保険者証を交付している。)	・継続実施							

マニフェストに関する取組み事業工程表

Ⅲ 市民の命と幸せを大事にする千葉市を創る / ii 若い人もいつかは老いる。安心して老後を迎えられる街に

No.	取組み事業名	従来の取組み	取組みの方向性	工 程					取組みにおける留意事項	所管局 (問い合わせ先)	
				項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度			備考
39	介護人材の確保	なし	千葉県が、県内12圏域ごとに協議会を設置して進める福祉人材確保・定着に関する取組みの一環として、千葉市の協議会を設置し、地域の課題を整理し、実情に合った事業を検討・決定し、着手します。	実施レベル	検 討 ・ 準 備					・県、職業安定所、関係団体との連携強化	保健福祉局  (保健福祉局高齢障害部 介護保険課) 電話番号 043-245-5063
				取組み内容	地 域 の 課 題 整 理、事 業 の 検 討 ・ 決 定	・協議会の設置 ・課題整理 ・事業の検討・決定	・段階的に事業実施 ・実施した事業を検証	・検証結果を踏まえ、事業実施 ・実施した事業を検証	・検証結果を踏まえ、事業実施		
40	高齢者が安心して暮らせる基盤整備(特別養護老人ホームの整備)	千葉市高齢者保健福祉推進計画(介護保険事業計画)に基づき、特別養護老人ホーム等の整備を推進しています。	特別養護老人ホームの入所希望者が、平成21年7月1日現在、1,893人となっていることから、国の経済危機対策の一環である「介護基盤の緊急整備特別対策事業」を活用し、従来からの計画に基づく整備に加え、特別養護老人ホームの追加整備を行います。	実施レベル	検 討 ・ 準 備					・事業者の選定における地域バランスや立地条件等の十分な検討	保健福祉局  (保健福祉局高齢障害部 高齢施設課) 電話番号 043-245-5254
				取組み内容	計 画 に 基 づ く 特 別 養 護 老 人 ホ ム の 整 備 ( 従 来 計 画 分 )	・広域型特別養護老人ホームの竣工 ・小規模特別養護老人ホームの竣工	・広域型特別養護老人ホームの竣工 ・小規模特別養護老人ホームの竣工	・広域型特別養護老人ホームの竣工			
				取組み内容	広 域 型 特 別 養 護 老 人 ホ ム の 緊 急 整 備 ( 追 加 分 )	・整備事業者の募集 ・整備事業者の選定及び決定	・着工	・緊急整備施設の竣工			
				取組み内容	小 規 模 特 別 養 護 老 人 ホ ム の 緊 急 整 備 ( 追 加 分 )	・整備事業者の募集 ・整備事業者の選定及び決定	・着工	・緊急整備施設の竣工			
				取組み内容	次 期 計 画 に 基 づ く 整 備		・次期計画の策定	・次期計画に基づく整備の推進			
41	高齢者が安心して暮らせる基盤整備(ひとり暮らし高齢者見守り支援)	平成19年度に大宮台団地で大学等との共同研究により取り組まれた、高齢者の安否確認やごみ出しボランティアなどの取組内容を出前講座などで紹介し、各地域での取組みの拡大を図ってきました。	1 平成21年度から積極的に大宮台団地の取組みを町内自治会等に紹介します。 (1)市内の高齢化率の高い町内自治会会長などへの説明・紹介を行います。 (2)社会福祉協議会地区部会などへの説明・紹介を行います。 (3)見守り支援等の活動は、市内の自治会などにより、独自に行われていますが、その実態把握についての情報収集を行います。 (4)出前講座、ホームページへの掲載を活用し情報提供を行います。  2 平成21年度から見守りモデル事業を実施します。 国が本年度から3か年計画で行う「安心生活創造事業」のモデル自治体として本市が採択されたことから、モデル地域を選定し一人暮らし高齢者の見守りや買物支援を行う「ひとり生活応援プラン」を実施します。  3 大宮台団地やモデル事業などの取組みを検証し、「千葉市ひとり生活応援プラン(仮称)」を作成し、一人暮らし高齢者の見守り体制を充実します。	実施レベル	検 討 ・ 準 備					・大宮台団地の取組みを紹介するだけに止まらず、その後の取組み状況などについて定期的に連絡を取るなど、フォローアップを行う必要があります。  ・町内自治会などが活動しやすくなるよう環境整備を検討する必要があります。(見守り研修会や見守り帽子・旗など)  ・千葉市ひとり生活応援プラン(仮称)の作成にあたっては、関係者や市民意見を十分に反映させる必要があります。	保健福祉局  (保健福祉局高齢障害部 高齢福祉課) 電話番号 043-245-5167
				取組み内容	自 治 会 の 取 組 み	・町内自治会等へ月1か所のペースで出張説明会を実施(H21.12頃～) ・既に町内自治会などで、見守り支援の活動を行っている場合は、その実態把握及び情報収集	・継続実施	・継続実施	・継続実施		
				取組み内容	見 守 り モ デ ル 事 業 の 実 施	・関係者による事業方針の協議・検討・決定(体制・運営方法等) ・モデル地域での見守り・買物支援等を実施(H21.11頃～) ・支援サービスを提供する者の体制整備(主任・訪問員の配置等) ・協力支援体制の整備(三師会など関係機関への協力要請)	・事業実施(モデル地域)	・事業実施(モデル地域) ・本市の効果の検証・報告等 ・全国での取組状況結果の情報収集	・モデル地域での継続実施		
				取組み内容	千 葉 市 一 人 暮 り 生 活 応 援 プ ラ ン ( 仮 称 ) の 作 成		★プランの方向性の検討	・プラン(案)の作成 ★パブリックコメント手続 ・プランの決定	・プランの実行		
				取組み内容	検 討 ・ 準 備						
42	高齢者が安心して暮らせる基盤整備(認知症への支援強化)	1 支援 (1)認知症高齢者家族介護研修 (2)徘徊高齢者SOSネットワーク (3)徘徊高齢者位置情報システム (4)キャラバンメイト養成講習 (5)認知症サポーター養成講座 (6)かかりつけ医認知症対応力向上研修  2 予防 (1)脳健康教室(平成21年度新規事業)	左記の事業を引き続き実施するとともに、以下の取組みを行います。  ・脳健康教室については、平成21年度に3か所(中央区松ヶ丘、稲毛区小中台、若葉区千城台公民館)で実施し、平成22年度に拡大を図ります。  ・認知症についての相談は、あんしんケアセンター、在宅介護支援センター、こころの健康センターで対応していますが、認知症に特化した相談窓口が無いので専用窓口(認知症コールセンター)を設置します。  ・ちばし権利擁護センターの改組を前提に「成年後見支援センター」を設置します。	実施レベル	検 討 ・ 準 備					・認知症コールセンターについては、県との共同実施を考えているため、協議が必要です。  ・成年後見支援センターについても、関係団体との協議が必要です。	保健福祉局  (保健福祉局高齢障害部 高齢福祉課) 電話番号 043-245-5167
				取組み内容	脳 の 健 康 教 室 の 実 施 ・ 拡 大	・事業実施(3か所)	・拡大	・継続実施	・継続実施		
				取組み内容	認 知 症 コ ー ル セ ン タ ー ( 仮 称 ) の 設 置	・検討(県との協議含む)	・設置、運営	・運営	・運営		
				取組み内容	成 年 後 見 支 援 セ ン タ ー ( 仮 称 ) の 設 置	・千葉市成年後見制度利用促進ワーキング会議設置	・設置、運営	・運営	・運営		

マニフェストに関する取組み事業工程表

Ⅲ 市民の命と幸せを大事にする千葉市を創る / ii 若い人もいつかは老いる。安心して老後を迎えられる街に

No.	取組み事業名	従来の取組み	取組みの方向性	工 程					取組みにおける留意事項	所管局 (問い合わせ先)	
				項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度			備考
43	放課後子ども教室の推進	<p>市内小学校において、地域住民の方々の参画を得て、安全安心な放課後の子どもの居場所づくりを行っています。</p> <p>①実施場所 市内小学校120校</p> <p>②対象者 各学校の児童で参加希望者</p> <p>③活動内容 文化活動、スポーツ活動、学習等</p>	<p>・今後も、地域の高齢者、児童の保護者、ボランティア活動を行う者等、幅広い方々のご協力をいただき、放課後子ども教室推進事業を継続して実施します。</p> <p>・特に、地域の高齢者に対しては、各小学校の放課後子ども教室実行委員会を通じて協力依頼を継続するほか、放課後子ども教室の紹介や協力等について、生涯学習情報誌や市政だより等の手段を用いて啓発活動を行います。</p>	実施レベル	検討・準備						<p>教育委員会事務局  (教育委員会事務局 生涯学習部生涯学習振興課) 電話番号 043-245-5956</p>
				一部実施							
				実 施							
				取組み内容	事業の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施		
			啓発活動	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施				
44	シルバー人材センターの充実	<p>1 ワークプラザの設置 社団法人千葉市シルバー人材センターの会員の就業・研修等の場を拡充するため、旧花見川第五小学校施設を活用し、「花見川ワークプラザ(仮称)」の整備に取り組んでいます。</p> <p>2 就業機会の提供 「高齢者等の雇用と安定等に関する法律」に基づき、民間企業や一般家庭、行政機関から臨時的かつ短期的な就業を引き受け、高齢者(会員)に提供しています。</p>	<p>1 ワークプラザの設置 平成21～22年度にかけ、「花見川ワークプラザ(仮称)」の実施設計及び改修・耐震工事を行うとともに、他区についてワークプラザの設置の検討を行います。</p> <p>2 就業機会の提供 庁内各課に対して、社団法人千葉市シルバー人材センターの積極的な活用を図るよう周知するとともに、同センターの業務内容を、市政だより等を通じて市民に積極的にPRします。 さらに、同センターが民間企業等を訪問し、新規就業の開拓をする事業を強化・拡大します。</p>	実施レベル	検討・準備						<p>・ワークプラザの設置に当たり、既存公共施設の有効利用を図り、経費の節減を図る必要があります。</p> <p>保健福祉局  (保健福祉局高齢障害部 高齢福祉課) 電話番号 043-245-5167</p>
				一部実施							
				実 施							
				取組み内容	ワークプラザの設置	・実施設計(旧花見川第五小学校施設耐震補強・改修)	・改修工事(旧花見川第五小学校施設耐震補強・改修) ・他区への設置を検討	・花見川ワークプラザ開設 ・他区への設置を検討	・他区ワークプラザ設置		
			就業機会の提供	・センター事業の周知・PR	・センター事業の周知・PR ・就業機会創出員による新規就業開拓	・継続実施	・継続実施				

マニフェストに関する取組み事業工程表

Ⅲ 市民の命と幸せを大事にする千葉市を創る / iii 障害者や生活困窮者など弱者の痛みを目を向けた市政へ

No.	取組み事業名	従来の取組み	取組みの方向性	工 程					取組みにおける留意事項	所管局 (問い合わせ先)	
				項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度			備考
45	障害者の利用負担軽減	障害者自立支援法施行により、原則1割とされた障害福祉サービス等の利用に係る自己負担について、低所得者に対し、負担上限月額を国基準の2/3とする市独自の利用者負担軽減策を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市独自の利用者負担軽減策の継続 国が実施している負担軽減措置については、平成21年4月以降も継続して実施されることとなり、市独自の利用者負担軽減策も引き続き実施します。</li> <li>国による負担軽減措置が市独自の利用者負担軽減策に与える影響の検証 国の負担軽減措置を適用するために設けている「資産要件」が平成21年7月から廃止となり、更に国による利用者負担の軽減が図られた。これにより「障害福祉サービス」及び「地域生活支援給付」については、市独自の利用者負担軽減策の対象者からの大幅な減少が見込まれるため、今後は国の負担軽減措置の効果を検証し、市独自の利用者負担軽減策の継続の必要性について検討します。</li> <li>国の動向等の情報収集 障害者自立支援法の改正法案が廃案となりましたが、今後の国の動向等に注視し、情報収集に努めます。</li> </ul>	実施レベル	検討・準備						保健福祉局  (保健福祉局高齢障害部 障害者自立支援課) 電話番号 043-245-5172
				一部実施							
				実施							
				取組み内容	市独自の利用者負担軽減策の継続	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		
46	障害者施設への支援強化	障害者施設に対し、施設及び設備整備への支援として、社会福祉施設整備助成事業の国庫補助事業に上乗せして市独自の補助等を行っているほか、施設運営への支援として社会福祉施設職員設置事業等の市独自の助成を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の状況を踏まえ、施設側のニーズを的確に把握し、本市が行うべき支援策を検討・実施します。</li> <li>国の平成21年度当初予算及び補正予算における各種経営安定化策や人材確保策の効果</li> <li>障害者自立支援法の抜本見直しの動向</li> <li>新体系への移行後(平成24年度以降)の国における支援策の見直し(補助制度等)状況 等</li> </ul>	実施レベル	検討・準備					保健福祉局  (保健福祉局高齢障害部 障害企画課) 電話番号 043-245-5253	
				一部実施							
				実施							
				取組み内容	既存事業の充	各支援事業の継続	各支援事業の継続	各支援事業の継続			
47	障害者雇用の促進	障害者の雇用を促進するため、パソコン講座の開設、障害者職業能力開発プロモート事業(委託訓練先の開拓等)の実施、千葉障害者就業支援キャリアセンター(就業相談、職場定着支援等)への運営参画、障害者雇用促進就職面接会などに取り組んでいます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 障害福祉部門の方向性 パソコン講座などによるスキルアップや職業訓練の場の開拓など、主に障害者本人に対する就労に向けたサポートがメインですが、教育、福祉、企業、労働行政などの関係機関との連携づくりを通じて、今まで以上に企業等へ障害者雇用への理解を働きかけるとともに、障害者本人、保護者、学校等に対しても、企業側から求められる職業能力等について意識啓発を行います。</li> <li>2 労働部門の方向性 法により障害者の求人、訓練、事業主への指導などは国や県の役割と定められていることから、ハローワーク千葉等との共催による障害者雇用促進就職面接会を開催するほか、国や県などの関係機関との連携を通じて事業主への啓発に努めます。 また、就職相談室無料職業紹介所における就職支援も引き続き実施していきます。</li> <li>3 新たな取組み 市独自の支援策として、企業が障害程度の重い方を受け入れる動機づけとなる施策を検討します。 また、障害の程度の重い方で就労が困難な方についても、地域と触れ合う場など社会参加に関する施策について検討します。</li> </ul>	実施レベル	検討・準備					市民局、保健福祉局  (保健福祉局高齢障害部 障害企画課) 電話番号 043-245-5253	
				一部実施							
				実施							
				取組み内容	既存事業の充	一般就労支援事業の充実	一般就労支援事業の充実	一般就労支援事業の充実	一般就労支援事業の充実		
48	生活保護受給者に対する就労支援相談員の配置	平成18年度より、生活保護受給者の多い中央区、若葉区に就労支援相談員を1名ずつ配置しています。 平成21年度より、これらに加え、花見川区、稲毛区にも相談員を1名ずつ配置しています。	生活保護受給者の就労による自立の促進に、就労支援相談員による支援は効果が大きいことから、現在、相談員が未配置の緑区、美浜区についても、平成22年度より相談員を1名ずつ配置します。	実施レベル	検討・準備					保健福祉局、各区役所  (保健福祉局地域保健福祉課) 電話番号 043-245-5217	
				一部実施							
				実施							
				取組み内容	就労支援相談員の配置	一部実施(中央、花見川、稲毛、若葉の4区に就労支援相談員を1名ずつ配置)	実施(全区に就労支援相談員を1名ずつ配置)	継続実施	継続実施		

マニフェストに関する取組み事業工程表

Ⅲ 市民の命と幸せを大事にする千葉市を創る / iii 障害者や生活困窮者など弱者の痛みに目を向けた市政へ

No.	取組み事業名	従来の取組み	取組みの方向性	工 程					取組みにおける 留意事項	所管局 (問い合わせ先)		
				項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度			備考	
49	自殺対策の強化	自殺に係る相談電話については、現在、民間団体である社会福祉法人「千葉いのちの電話」が、24時間365日相談に応じしており、本市は、当該相談に従事するボランティア相談員を養成する研修費の一部を同法人に補助しています。 また、このほか、本市の「こころの健康センター」で、心の健康に関する相談電話として、「こころの電話」を平日の正午から17時までの間、開設しています。	自殺対策ホットラインの設置については、既に、「いのちの電話」や「こころの健康センター」が、自殺や心の健康に係る電話相談を実施していることも踏まえ、市が主体となりホットラインを設置する必要性を検討します。 自殺対策ホットラインの設置以外の自殺対策については、「千葉市自殺対策計画」(平成21年3月策定)に基づき、具体的な取組みを推進します。	実施レベル	検討・準備						保健福祉局  (保健福祉局地域保健福祉課) 電話番号 043-245-5217	
				一部実施								
				実施								
				取組み内容	自殺対策ホットライン設置の必要性の検討	・検討	・検討 ・方針決定					
				「千葉市自殺対策計画」に基づく具体的な取組の推進	・事業実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施				

マニフェストに関する取組み事業工程表

Ⅳ 未来への投資で全国に誇れる県都・千葉市へ / i 子どもを産み、育てたいと思う千葉市を創る

No.	取組み事業名	従来の取組み	取組みの方向性	工 程					取組みにおける留意事項	所管局 (問い合わせ先)	
				項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度			備考
50	保育所の拡充	保育所待機児童対策として、これまで民間保育園の新設や増改築による定員変更、定員の弾力化などに取り組んできました。さらに、平成20年9月に「待機児童解消に向けた緊急3か年整備計画」を策定し、平成22年度までの3か年で小規模保育所等の重点的な整備に取り組んでいます。	平成22年度までは「緊急3か年整備計画」を着実に推進しつつ、この計画の進捗状況や待機児童の状況を踏まえ、これまでの推計方法を検証します。新たな推計方法を確立して、保育が必要な児童数の将来推計を行い、新たな対策の必要性についても検討します。	実施レベル	検討・準備					<ul style="list-style-type: none"> <li>国が保育の新たな制度体系の見直しを検討し、保育の仕組みが大きく変更される可能性があります。</li> <li>多様な設置運営者の参入を促進しており、運営主体が経営破たんした場合のリスク管理が必要です。</li> </ul>	保健福祉局 (保健福祉局子ども家庭部 保育課) 電話番号 043-245-5725
				一部実施							
				実 施							
			取組み内容	緊急3か年整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度整備分6園の開園</li> <li>保育所設置運営者の募集、選考</li> <li>施設整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度整備分6園の開園</li> <li>保育所設置運営者の募集、選考</li> <li>施設整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度整備分の開園</li> </ul>				
			取組み内容	保育が必要な児童数の将来推計(保育計画の策定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな推計方法に基づく保育が必要な児童数の将来推計</li> <li>保育計画の策定</li> <li>新たな対策の必要性の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育計画に基づき整備(必要に応じて新たな計画について検討)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育計画に基づき整備(必要に応じて新たな対策を実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育計画に基づき整備(必要に応じて新たな対策を実施)</li> </ul>			
51	保育の質の向上	保育所職員に対し、派遣研修・階層別研修・部門研修を実施しています。また、平成20年度に保育サービスの量的な拡大とともに、保育の質を高める観点から「千葉市保育アクションプログラム(案)」を作成しました。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度に「千葉市保育アクションプログラム」を策定し、平成21年度から24年度までの4年間を実施期間として施策を展開します。</li> <li>《施策例》</li> <li>*保育士の自己評価項目の策定</li> <li>*保育所の自己評価項目の策定</li> <li>*研修の充実と強化</li> <li>*保育内容監査の仕組みの構築</li> <li>*発達障害児童の支援強化</li> <li>*配慮を必要とする児童・保護者を抱える職員のための心理アドバイザーの配置</li> </ul>	実施レベル	検討・準備					<ul style="list-style-type: none"> <li>民間保育園協議会等との連携・合意形成が必要。</li> <li>国では保育全体のあり方に関する検討が行われており、その検討結果の影響を受ける可能性があります。</li> </ul>	保健福祉局 (保健福祉局子ども家庭部 保育課) 電話番号 043-245-5725
				一部実施							
				実 施							
			取組み内容	「千葉市保育アクションプログラム」の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>千葉市保育アクションプログラムの策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施策の実施・検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施策の実施・検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施策の実施</li> </ul>			
			取組み内容	質的効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>★アンケート調査の実施</li> <li>★巡回指導の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★アンケート調査の実施</li> <li>★巡回指導の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★アンケート調査の実施</li> <li>★巡回指導の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★巡回指導の実施</li> </ul>			
52	子どもルームの拡充	就業等で昼間家庭に保護者のいない小学校1～3年生の児童を対象に、放課後の遊び及び生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図るため、子どもルームの運営、施設の整備・改善を行っています。平成21年7月1日現在、市内106小学校区に115か所の子どもルームを設置、運営しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備(未設置小学校の整備) 平成24年度末までに全小学校区に整備します。</li> <li>待機児童対策(第2ルームの整備) 待機児童の発生見込み数により、きめ細かく対応します。</li> <li>施設改善 指定ルームの解除や空き店舗を利用したルーム等の学校敷地内への移転を進めます。</li> </ul>	実施レベル	検討・準備					<ul style="list-style-type: none"> <li>新1年生の待機児童の解消</li> <li>空き教室、学校敷地、市有地、空き店舗等のルーム整備場所の確保</li> <li>利用見込み児童数が少数の未設置校への対応</li> <li>大規模ルーム(利用者71人以上)の解消</li> <li>生活環境の改善</li> </ul>	保健福祉局 (保健福祉局子ども家庭部 子ども家庭福祉課) 電話番号 043-245-5176
				一部実施							
				実 施							
			取組み内容	施設整備(未設置小学校の整備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施(2か所)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施</li> </ul>			
			取組み内容	待機児童対策(第2ルームの整備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施(1か所)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施</li> </ul>			
			取組み内容	施設改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施(4か所)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施</li> </ul>			
53	母子家庭の就業支援	母子家庭就業・自立支援センター事業として、就業相談員兼支援員を配置し、ハローワーク等の求人情報の提供をはじめ、就業に向けた総合的なアドバイス等を行っています。また、パソコン講習会を実施するほか、就業に役立つ教育訓練講座を受講した場合に給付金を支給し、母子家庭の自立を支援しています。	次世代育成支援行動計画(後期計画)に「ひとり親家庭への支援」を位置づけ、相談からより多くの就業につながるよう母子家庭就業・自立支援センター事業の充実を図ることをはじめ、各種施策を計画的に実施します。	実施レベル	検討・準備					【関連No】 No.54	保健福祉局 (保健福祉局子ども家庭部 子育て支援課) 電話番号 043-245-5104
				一部実施							
				実 施							
			取組み内容	事業方針の検討・決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>★事前アンケート</li> <li>★計画案作成</li> <li>★パブリックコメント手続</li> <li>★計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代計画(後期計画)に基づき、各種施策を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代計画(後期計画)に基づき、各種施策を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代計画(後期計画)に基づき、各種施策を実施</li> </ul>			
54	父子家庭への支援	市単独のひとり親支援事業として、医療費助成、入学・就職祝い金支給、高校就学扶助など、いずれも、母子家庭と同様に父子家庭に対しても支援を行っています。	国の動向を見極めながら、児童扶養手当に相当する父子手当の導入を検討します。また、その他の支援については、次世代育成支援行動計画(後期計画)に「ひとり親家庭への支援」を位置づけ、計画的に実施します。	実施レベル	検討・準備					【関連No】 No.53	保健福祉局 (保健福祉局子ども家庭部 子育て支援課) 電話番号 043-245-5104
				一部実施							
				実 施							
			取組み内容	事業方針の検討・決定(父子手当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集</li> <li>方針決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム構築</li> <li>手当支給開始</li> </ul>					
			取組み内容	事業方針の検討・決定(その他の支援)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★事前アンケート</li> <li>★計画案作成</li> <li>★パブリックコメント手続</li> <li>★計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代計画(後期計画)に基づき、各種施策を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代計画(後期計画)に基づき、各種施策を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代計画(後期計画)に基づき、各種施策を実施</li> </ul>			

マニフェストに関する取組み事業工程表

Ⅳ 未来への投資で全国に誇れる県都:千葉市へ / i 子どもを産み、育てたいと思う千葉市を創る

No.	取組み事業名	従来の取組み	取組みの方向性	工 程					取組みにおける留意事項	所管局 (問い合わせ先)	
				項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度			備考
55	周産期医療体制等の充実	<p>・産婦人科と新生児科を有する海浜病院が、地域周産期母子医療センタークラスの病院として、地域の医療機関と連携し周産期医療を提供しています。</p> <p>・出産年齢の高齢化等によりハイリスク妊婦が増加しており、産科医療の充実が求められていることから、夜間における産科救急医療体制の整備及び地域周産期母子医療センターの設置について検討しています。</p>	<p>1 周産期医療体制 海浜病院の診療機能を強化(産婦人科医等の増員)し、地域周産期母子医療センターの認定を目指します。</p> <p>2 夜間産科救急医療体制 夜間の産科医療は両市立病院が担っていますが、両市立病院だけでは対応が困難なことから、民間病院を加えた3病院による体制の構築を目指します。</p>	実施レベル	検討・準備					<p>・産婦人科医及び助産師の増員確保</p> <p>・両市立病院の婦人科一次救急の受入に係る関係機関との協議</p> <p>・産婦人科医師への処遇改善</p>	保健福祉局 (保健福祉局健康部健康企画課) 電話番号 043-245-5203
				一部実施							
				実施							
				取組み内容	地域周産期母子医療センターの設置	・関係機関と協議 ・方針決定 ・千葉県へ申請	・地域周産期医療センターの設置・運営	・運営	・運営		
				取組み内容	夜間産科救急医療体制の構築	・関係機関と協議 ・方針決定 ・夜間産科救急医療体制の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施		
56	子宮がん検診の普及	<p>子宮がん検診については、「健康増進法」及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」により、20歳以上の女性を対象として、市内協力医療機関による個別検診、保健福祉センターや公民館などで検診車による集団検診を実施しています。</p> <p>なお、本市では、「新世紀ちば健康プラン」において、平成24年度までに受診率を50%以上にすることを目標としています。</p>	<p>「女性特有のがん検診推進事業」に取り組むとともに、子宮がんに関する正しい知識の普及啓発に努め、受診率の向上策について検討していきます。</p>	実施レベル	検討・準備					<p>・厚生労働省は、「女性特有のがん検診事業の継続について検討する」としていることから、国の動向を注視します。</p>	保健福祉局 (保健福祉局健康部健康企画課) 電話番号 043-245-5203
				一部実施							
				実施							
				取組み内容	「女性特有のがん検診推進事業」の実施	・事業実施 (対象年齢の女性に対し、子宮頸がん、乳がん検診の無料クーポン券と検診手帳を配布し、受診率の向上を図る)					
				取組み内容	普及啓発活動	・情報発信(既存事業) ・がん征圧月間、女性の健康週間での啓発等	・継続実施	・継続実施	・継続実施		
				取組み内容	受診率向上策の検討・決定	・方策の検討	・事業実施 ・方策の検討	・事業実施 ・方策の検討	・事業実施		
57	子どもの医療費助成の拡充	<p>子どもの医療費助成については、入院及び通院医療費を0歳児から小学校就学前児までを対象に被保険者負担分を助成しています。</p>	<p>平成22年度から、入院医療費について、小学校卒業までの助成対象拡大の実施に向け、具体的な取組みを進めます。</p>	実施レベル	検討・準備					<p>・医師会、国保連等関係機関への協力要請</p> <p>・県の動向</p>	保健福祉局 (保健福祉局子ども家庭部子育て支援課) 電話番号 043-245-5104
				一部実施							
				実施							
				取組み内容	事業方針の検討・決定	・方針決定	・システム改修 ・事業実施				
				取組み内容	情報発信		・市民への周知				
58	ブックスタートの導入	<p>子育て支援施設等において、絵本の読み聞かせ講座を開催しているほか、4か月児健康診査の会場で、読み聞かせの実演等を行っています。</p>	<p>平成23年度からの実施に向けて、他都市の実施状況を調査研究し、検討を行います。</p>	実施レベル	検討・準備					<p>・読み聞かせ等の人材の確保及び育成</p>	保健福祉局 (保健福祉局子ども家庭部子育て支援課) 電話番号 043-245-5104
				一部実施							
				実施							
				取組み内容	事業方針の検討・決定	・現状調査 ・ワーキンググループ設置	・実施方法、実施時期等の検討 ・読み聞かせの人材養成等	・事業実施	・継続実施		
59	食品の検査体制の強化	<p>食品の検査は、保健所食品安全課が市内販売店、製造所からサンプリングしてきた食品及び市民が持ち込むなどした食品について、環境保健研究所で検査を実施しています。</p>	<p>検査体制を強化するため、現体制を見直し、職員の資質の向上、よりの確なサンプリング、食品等事業者による自主検査等を推進します。</p>	実施レベル	検討・準備					<p>・事業者による自主検査の必要性の指導</p> <p>・的確なサンプリングの実施</p>	保健福祉局 (保健福祉局健康部生活衛生課) 電話番号 043-245-5212
				一部実施							
				実施							
				取組み内容	事業者による自主検査体制の実施	・現状調査 ・職員研修の実施	・食品等事業者の実態調査 ・事業者を対象に食品衛生講習会の実施	・実態調査を踏まえ、学校給食に使用されている加工食品の試験検査の実施 ・食品事業者による自主検査等の確認	・実施		
				取組み内容	環境保健研究所での検査	・実施 ・検査機器増設	・実施	・継続実施	・継続実施		
60	学校給食における地産地消の推進	<p>学校給食の地産地消の取組みは、給食の時間をはじめ、特別活動等での「食に関する指導」や本市の農業の「生きた教材」として積極的に活用しています。こうした学習をとおり、児童生徒が正しい食知識を身につけたり、地元農業の理解を深めるなど、地域理解の教育的効果にも繋がっています。</p> <p>給食センターでは、主に人参、大根等5品目を中心に使用し、小学校でも地元業者からとれる時期には購入するように努めています。</p> <p>また、年8回程度、市内全小・中学校等で市内産農産物を使用した共通献立を実施しています。</p>	<p>本市の食育推進計画では、平成25年度の市内産・県内産農産物の使用割合を36%以上(小学校)、35%以上(中学校)としており、その目標達成に向け、今後も、地場農産物の使用拡大に努めます。</p>	実施レベル	検討・準備					<p>・量の確保等関係部局との連携強化</p>	教育委員会事務局 (教育委員会事務局学校教育部保健体育課) 電話番号 043-245-5941
				一部実施							
				実施							
				取組み内容	地場農産物の使用拡大	・実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施		

マニフェストに関する取組み事業工程表

Ⅳ 未来への投資で全国に誇れる県都:千葉市へ / ii 千葉や日本を支える素晴らしい人材が育つ街に

No.	取組み事業名	従来の取組み	取組みの方向性	工 程					取組みにおける留意事項	所管局 (問い合わせ先)	
				項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度			備考
61	少人数指導・少人数学級の推進	少人数学級編制は、県教育委員会が学級編制の弾力化として、小学校1、2年生及び中学校1年生で36人学級を、その他の学年で38人学級を可能としています。少人数学習指導教員の配置は、本市独自に実施しており、小学校1年生から3年生までの学年で36人以上の学級を有する学校に非常勤講師を派遣しています。	実際に少人数学級や少人数指導を行っている学校を対象に、制度のメリット・デメリットを調査し、総合的に検討していきます。 市独自に実施している小学校1年生から3年生までの少人数学習指導については、引き続き、学級の児童数に応じて非常勤講師を派遣していきます。	実施レベル	検討・準備					・平成20年6月に地方分権改革推進要綱で示された教職員の給与負担をはじめ、学級編制や教職員定数に係る政令市への権限移譲の動向を注視していきます。	教育委員会事務局 (教育委員会事務局 学校教育部教職員課) 電話番号 043-245-5930
				一部実施							
				実 施							
62	教員の勤務負担の軽減	学校二学期制の導入により行事の精選・見直しを図るとともに、管理訪問をはじめ、校長会等の関係団体との情報交換、全市立学校長との面接などを通じ、学校現場の実態把握、職場環境の改善に努めています。 また各学校においては、過重労働対策として、教職員の勤務時間等の把握に努めています。	「千葉市学校教育推進計画」において重点課題として位置付けており、今後、学校現場における教職員の勤務実態等を調査するなかで、報告物の取扱いを含め、教職員の勤務負担軽減策を検討します。	実施レベル	検討・準備					・文部科学省において検討されている、教員勤務のあり方に関する検討内容を注視していく必要があります。	教育委員会事務局 (教育委員会事務局 学校教育部教職員課) 電話番号 043-245-5930
				一部実施							
				実 施							
63	教員登用制度の革	管理職の登用にあたっては、日頃の勤務実績に加え、教育に関する理念・識見、管理運営能力、指導力及び変化・課題への対応等、総合的な観点から適性を評価しています。 公正な選考となるよう複数での採点、3人以上の面接委員による面接の実施などを実施しています。	選考の透明性と公正さを一層確保する観点から、試験問題の公表等について検討を進めます。 年々教員の平均年齢が若くなっている現状から、年齢など受験資格について検討を進めていきます。 また、副校長、主幹教諭等の新しい職の導入について、県教育委員会と協議を進めていきます。	実施レベル	検討・準備					・国・県、政令市の制度調査 ・千葉市育英資金制度の効果の検証や課題等の整理 ・委員会設置条例議案提出	教育委員会事務局 (教育委員会事務局 学校教育部学事課) 電話番号 043-245-5926
				一部実施							
				実 施							
64	奨学金制度の検討	・千葉市独自の制度 千葉市育英資金制度:市立高校生を対象に月額1万円支給 ・国・県等の制度 奨学資金(千葉県):県内の高校生を対象に奨学金を貸与 奨学金制度(日本学生支援機構):大学生を対象に奨学資金を貸与	既存制度を継続する中で、制度の効果や課題等を検討していきます。同時に、支給対象者や支給方法等について、国、県、政令市の制度を調査・研究するとともに新規の奨学金制度検討委員会を設置し、奨学金制度について検討します。	実施レベル	検討・準備					・奨学金制度に関する国の動向に注視し、新制度が創設された場合、適確に対応します。	教育委員会事務局 (教育委員会事務局 学校教育部学事課) 電話番号 043-245-5926
				一部実施							
				実 施							
65	理科教育・科学教育の充実	小中学校では、東京電力や東京ガスなどの機関の協力を得て、理科の学習活動を行っています。具体的には、各機関が用意しているメニューで学校側が実施可能なものを利用する、または、学校側の求めに応じて、各機関が施設・設備を開放もしくは学校に講師を派遣するなどの活動方法があります。 市立千葉高校では、サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト事業として、千葉大学や宇宙航空研究開発機構などの機関との連携により、講座型学習活動を行っています。	本市では、児童生徒に科学を学ぶ意義や有用性を実感させ、科学への関心を高めていくために、企業や大学、科学館等との連携を図りながら、理科教育の充実に努め、効果を上げてきました。 このような取組みを基に、新学習指導要領の実施に伴い、見直しを行うとともに、企業や大学、研究機関等による出前授業等を促進し、「ワクワク、実感できる」理科教育の実現に努めます。 市立千葉高校では、引き続き、サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト事業を実施していきます。	実施レベル	検討・準備					【関連No】 No.79 ・新学習指導要領の全面実施(小学校→平成23年度、中学校→平成24年度)に向けて、学校現場の要請希望を正しく集約する必要があります。 ・学校現場に協力いただける関係団体との連携を強化するとともに、学校現場の要望に合致する内容のメニュー作りを依頼します。	企画調整局、教育委員会事務局 ・高等学校に関すること (教育委員会学校教育部学事課) 電話番号 043-245-5926 ・小中学校に関すること (教育委員会学校教育部指導課) 電話番号 043-245-5934
				一部実施							
				実 施							
65	理科教育	理科教育	理科教育	取組み内容	継続実施 ・現況調査(学校の求める講座内容等の調査)	継続実施 ・事業検討	継続実施 ・事業検討	継続実施 ・事業検討			
				サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト事業	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施			

マニフェストに関する取組み事業工程表

IV 未来への投資で全国に誇れる県都:千葉市へ / iii 未来に緑豊かな自然と文化あふれる街を残す

No.	取組み事業名	従来の取組み	取組みの方向性	工 程					取組みにおける留意事項	所管局 (問い合わせ先)		
				項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度			備考	
66	焼却ごみ1/3削減の推進	可燃ごみの中に占める紙類は3割を超えるため、町内自治会等の説明会、ごみステーションでの早朝啓発、JR駅頭やスーパーマーケットでのキャンペーンなど、分別資源化の徹底(雑紙の回収強化)について啓発活動を行っています。また、市政だよりやGO! GO! へらそうくんなどで分別方法について、市民周知を図っています。	焼却ごみ1/3削減達成には、3つの基本方針(発生抑制、徹底した分別、環境負担の低減と経済性・効率性)に基づく29の個別事業を強力、かつ、積極的に取り組んでいきます。 特に雑紙の分別資源化の意識向上と日常生活の中でのごみ減量について、積極的かつ効果的なPRや啓発活動を展開していきます。	実施レベル	検討・準備					・ごみ分別及びごみ出しルールの徹底	環境局  (環境局環境管理部 ごみ減量推進課) 電話番号 043-245-5237	
				一部実施								
				実施								
				取組み内容	ごみ1/3削減啓発事業	★早朝啓発 ・町内自治会等への説明会等 ・雑紙の積極的かつ、効果的な分別のPR活動や啓発活動の検討。	・雑紙の積極的かつ、効果的な分別のPR活動や啓発活動の実施	・雑紙の積極的かつ、効果的な分別のPR活動や啓発活動の実施 ・これまでの進捗状況や取り組みの成果の評価と、必要に応じ一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の見直し。	・雑紙の積極的かつ、効果的な分別のPR活動や啓発活動の実施 ・一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の見直しに応じた事業の実施			
		ごみ減量キャンペーン	・3R推進全国大会 ・ごみ分別スクール ・マイバッグキャンペーン等	・ごみ分別スクール ・マイバッグキャンペーン等	・ごみ分別スクール ・マイバッグキャンペーン等	・ごみ分別スクール ・マイバッグキャンペーン等						
		ごみ減量・再資源化推進事業	★古紙・布類の集団回収事業等 ・生ごみ・プラスチック類・剪定枝の循環システム構築の検討	★古紙・布類の集団回収事業等 ・生ごみ・プラスチック類・剪定枝の循環システム構築の検討	★古紙・布類の集団回収事業等	★古紙・布類の集団回収事業等						
67	自転車走行環境の整備	警察と市(道路管理者)共同で自転車の通行に際し、緊急的に対策が必要とされる市内9箇所を指定するとともに、JR検見川浜駅周辺地区が国土交通省より自転車走行環境整備のモデル地区に指定されており、自転車道などの整備を進めています。	緊急対策箇所及びモデル地区内での整備を進めるとともに、自転車利用促進のため、自転車走行環境マップを作成、それに基づき整備方針を決定し、自転車レーン等の整備を進めます。	実施レベル	検討・準備					・警察との連携強化  ・適正な通行方法の利用者への啓発	建設局  (建設局土木部自転車対策課) 電話番号 043-245-5606	
				一部実施								
				実施								
				取組み内容	モデル地区内及び緊急対策箇所の整備	・事業実施 ・啓発活動の実施	・事業実施 ・啓発活動の実施	・事業実施 ・啓発活動の実施	・事業実施 ・啓発活動の実施			
		整備方針の検討・決定	・現況調査	・自転車走行環境マップ作成	・整備方針の決定	・事業実施						
68	自転車駐車場の整備	自転車等の放置対策として、「千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画」(平成20年3月)を策定し、市内の鉄軌道駅周辺で計画的に自転車駐車場の整備を進めています。	総合計画に基づき、引き続き自転車駐車場の整備を進めるとともに、民間事業者による自転車駐車場の設置・運営の働きかけや日曜・祝祭日における放置自転車対策を実施します。	実施レベル	検討・準備					・関係機関との連携強化	建設局  (建設局土木部自転車対策課) 電話番号 043-245-5606	
				一部実施								
				実施								
				取組み内容	自転車駐車場の整備	・事業実施	・事業実施	・事業実施	・事業実施			
		自転車駐車場の設置・運営の民間事業者への働きかけ	・促進	・促進	・促進	・促進						
		日曜・祝祭日における放置自転車対策		・千葉駅での試行的実施及びその他の駅の導入検討	・事業実施	・事業実施						
69	谷津田保全区域の拡大	平成15年に策定した「千葉市谷津田の自然の保全施策指針」に基づき、谷津田等の保全に関する要綱を制定し、保全協定締結及び保全区域指定等により、現在まで重点的に保全する区域25か所の保全を図って来ております。 また、保全区域におけるボランティアによる保全活動の推進を図るため、人材育成を行っています。	指定すべき地区の中には、虫食い状態になっている区域もあるので、地権者の理解を得ながら区域の集団化を進めていき、拡大を図っていきます。 また、保全協定を締結した地区において、谷津田の維持管理や自然再生を行うボランティア団体と活動協定を締結していきます。 更に、保全対象区域の調査を実施し、保全すべき区域を明確にしていきます。	実施レベル	検討・準備						環境局  (環境局環境保全部 環境保全推進課) 電話番号 043-245-5188	
				一部実施								
				実施								
				取組み内容	新規指定	・下大和田(猿橋)地区 2.6ha						
					拡大指定	・小山地区 0.7ha	・拡大指定	・拡大指定	・拡大指定			
	活動協定締結	・小山地区										
	保全対象区域調査		・保全対象区域調査実施									

マニフェストに関する取組み事業工程表

IV 未来への投資で全国に誇れる県都:千葉市へ / iii 未来に緑豊かな自然と文化あふれる街を残す

No.	取組み事業名	従来の取組み	取組みの方向性	工 程					取組みにおける留意事項	所管局 (問い合わせ先)							
				項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度			備考						
70	里山の保全	<p>1 森とのふれあい促進事業 指定した「里山地区」(いずみの森、ひらかの森、おぐらの森)を、市民(森林ボランティア)との協働により整備・保全を推進しています。</p> <p>2 森林振興対策事業 森林の保全・育成を図るため、下刈・枝打・間伐・防除対策等を推進し、優良な森林整備を推進しています。 また、森林ボランティアを育成するため、技術研修会等を開催しています。</p>	<p>引き続き、森とのふれあい促進事業及び森林振興対策事業を推進します。</p>	実施レベル	検討・準備					<p>・森林ボランティアによる管理体制の拡充</p> <p>・森林整備に対する啓発普及</p>	<p>経済農政局 (経済農政局農政部 農業振興課) 電話番号 043-228-6268</p>						
				一部実施													
				実施													
				取組み内容	<p>里山及び森林の整備の推進 ★「里山地区」の整備・保全・森林振興対策事業の推進</p> <p>里山地区の指定 ・里山候補地の調査選定</p> <p>森林ボランティアの育成 ・技術研修会等の開催</p>	<p>★「里山地区」の整備・保全・森林振興対策事業の推進</p> <p>・里山候補地の調査選定</p> <p>・技術研修会等の開催</p>	<p>★「里山地区」の整備・保全・森林振興対策事業の推進</p> <p>・里山候補地の調査選定</p> <p>・技術研修会等の開催</p>	<p>★「里山地区」の整備・保全・森林振興対策事業の推進</p> <p>・「里山地区」の指定</p> <p>・技術研修会等の開催</p>									
71	街山の保全	<p>市街地内及びその周辺の樹林地を保全するため、法律・条例・要綱・協定等により、緑の保全と創出を図っています。 併せて、緑の保全と創出に係る根幹計画である、「緑と水辺の基本計画」の見直しを進めています。</p> <p>1 都市緑地の整備</p> <p>2 特別緑地保全地区の指定</p> <p>3 首都圏近郊緑地保全区域の維持・保全</p> <p>4 保存樹木・保存樹林の指定</p> <p>5 市民緑地の設置</p> <p>6 市民の森の設置</p> <p>7 街山づくりの実施</p> <p>8 「緑と水辺の基本計画」の見直し</p>	<p>今まで取組んできた各施策により、市街地などの緑の確保に一定の成果が出ており、引き続き施策の推進を図ります。</p> <p>1 継続的な都市緑地の整備を進めます。</p> <p>2 特別緑地保全地区の拡充に努めます。</p> <p>3 首都圏近郊緑地保全区域を維持し、良好な状態に保全します。</p> <p>4 保存樹木・保存樹林は、土地所有者の理解を得ながら、指定を進めるとともに、市民緑地への移行により担保性を高めます。</p> <p>5 街山づくりモデル地区内の充実に努めます。</p> <p>6 新たに、街山づくり地区計画を策定し、計画に基づき事業を実施します。</p> <p>7 「緑と水辺の基本計画」の見直しは、本市の特性を活かした計画とし、市民にわかりやすい実効性ある計画とします。</p> <p>8 緑の保全に係る人材育成を図ります。</p> <p>9 土地所有者が樹林地を保有し、かつ管理しやすくするための、税制上の措置を国に働きかけます。</p>	実施レベル	検討・準備					<p>・樹林などの管理及び税負担の軽減施策</p> <p>・緑の保全に係る人材の育成</p> <p>・緑を保全するための特定基金などの財源確保</p> <p>・谷津田の保全推進事業や里山保全事業などの保全施策と一体となった横断的な取組み</p> <p>・緑の保全に取組む効果的な組織づくり</p>	<p>都市局 (都市局公園緑地部緑政課) 電話番号 043-245-5772</p>						
				一部実施													
				実施													
				取組み内容	<p>都市緑地の整備 ・施設整備、用地取得</p> <p>特別緑地保全地区の拡充 ・地区指定</p> <p>首都圏近郊緑地保全区域の維持・保全 ・維持保全</p> <p>保存樹木・保存樹林の指定と市民緑地の設置・管理及び緑の保全に係る人材育成 ・指定 ★設置・管理 ★人材育成</p> <p>街山づくりモデル地区事業の拡充と新たな地区計画の策定及び事業の実施 ★モデル地区事業の拡充 ・計画地の選定 ・地元調整(説明会等)</p> <p>緑と水辺の基本計画の見直し ・検討会議及びワーキング立ち上げ ・施策、目標の総点検と施策再検討</p>	<p>施設整備、用地取得</p> <p>・用地取得、地区指定</p> <p>維持保全</p> <p>指定 ★設置・管理 ★人材育成</p> <p>★モデル地区事業の拡充 ・計画地の調査及び評価 ★ワークショップ ★地区計画の素案づくり</p> <p>現況調査、データ解析 ★見直し委員会設置・運営、見直し計画案作成</p>	<p>施設整備、実施設計</p> <p>用地取得、地区指定</p> <p>維持保全</p> <p>指定 ★設置・管理 ★人材育成</p> <p>★モデル地区事業の拡充 ・計画地の調査及び評価 ★ワークショップ ★地区計画の素案づくり</p> <p>見直し計画案作成 ★見直し委員会運営 ★パブリックコメント手続き ・見直し計画策定</p>	<p>施設整備</p> <p>用地取得、地区指定</p> <p>維持保全</p> <p>指定 ★設置・管理 ★人材育成</p> <p>★モデル地区事業の拡充 ・地区計画策定 ★事業実施</p>									
				72	文化施設・文化財の活用の推進	<p>ミュージアムトライアングル事業として、中心市街地に近接する美術館、科学館、郷土博物館の相互利用を促進し、文化豊かな環境づくりやまちなかの回遊性の向上を推進するため、入館利用券等による相互割引を平成21年1月から実施しています。</p> <p>市内の文化施設、文化財の活用を推進します。</p> <p>1 情報収集及びPR 市内の文化施設、文化財(民間施設含む)をデータベース化し、ハンドブック及び文化施設マップを作成します。 文化施設、文化財を地域住民にPRするため、まち歩きリーフレットを作成するとともに、まち歩き会を開催します。また、文化情報誌「あでは」等を活用し、毎号文化施設等を紹介します。</p> <p>2 活用 文化施設、文化財の活用に関するアンケートを実施し、市民ニーズ、地域性、施設特性に合った事業展開を図ります。</p> <p>ミュージアムトライアングル事業は、中心市街地の活性化、まちづくりも含めて検討していきます。</p>	<p>市内の文化施設、文化財の活用を推進します。</p>	実施レベル	検討・準備							<p>・文化財の耐震化等の安全対策</p>	<p>市民局、教育委員会事務局 ・文化施設に関すること (市民局生活文化部 文化振興課) 電話番号 043-245-5261</p> <p>・文化財に関すること (教育委員会事務局 生涯学習部生涯学習振興課) 電話番号 043-245-5956</p>
								一部実施									
								実施									
								取組み内容	<p>文化施設、文化財の情報収集、PR ・データベース化、ハンドブック作成 ・「あでは」等による施設紹介</p> <p>文化施設、文化財の活用に関するアンケート(内容検討)</p> <p>ミュージアムトライアングル事業推進</p>			<p>文化施設マップ作成 ・「あでは」等による施設紹介</p> <p>★アンケートの実施(調査・分析、アンケートに基づく事業検討)</p> <p>・具体的な事業の検討</p>	<p>まち歩きリーフレット作成 ★まち歩き会開催 ・「あでは」等による施設紹介</p> <p>アンケートに基づく事業検討</p> <p>・事業実施</p>	<p>★まち歩き会開催 ・「あでは」等による施設紹介</p> <p>・事業実施</p>			

マニフェストに関する取組み事業工程表

IV 未来への投資で全国に誇れる県都:千葉市へ /iv 全国に先駆けた先進行政サービスが受けられるIT先進都市へ

No.	取組み事業名	従来の取組み	取組みの方向性	工 程					取組みにおける留意事項	所管局 (問い合わせ先)	
				項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度			備考
73	電子申請サービスの拡大	図書館蔵書予約及びスポーツ施設予約等の個別運用システムで電子申請サービスを提供しています。 平成20年8月より、千葉県電子自治体運営協議会が共同運用する汎用システムを利用して、32手続きで電子申請サービスを開始しました。	電子化が可能な手続きについては、段階的に実施します。 事務や制度の変更が必要な手続きについては、電子化の手法を検討し段階的に実施します。	実施レベル	検討・準備					【関連No】 No.74	企画調整局  (企画調整局情報政策課) 電話番号 043-245-9331
				一部実施							
				実施							
				取組み内容	電子化が可能な手続き	・手続きの選定	・段階的に実施	・段階的に実施	・段階的に実施		
		事務や制度の変更が必要な手続き	・手続きの選定 ・手法の検討	・事務や制度の変更 ・段階的に実施	・事務や制度の変更 ・段階的に実施	・事務や制度の変更 ・段階的に実施					
		共同利用システム	・システム・機器更新の検討 (県電子自治体運営協議会)	・システム・機器更新の検討 (県電子自治体運営協議会)	・システム・機器更新 ・次期システムの運用	・システムの運用					
74	インターネット申請割引の導入	なし	インターネット申請によるコスト削減効果を検証し、手数料や使用料の割引制度等の導入手法を検討し、段階的に実施します。	実施レベル	検討・準備				【関連No】 No.73	企画調整局  (企画調整局情報政策課) 電話番号 043-245-9331	
				一部実施							
				実施							
		取組み内容	手数料や使用料の割引等	・基本的な考え方の整理	・コスト削減効果の検証 ・導入手法の検討 ・対象手続きの選定	・段階的に実施	・段階的に実施				
75	ホームページのリニューアル	現在、各課のページは、各担当者が専用システムを利用して作成しています。 そこで、担当者の作成能力向上を図り、ホームページの内容を充実させるための研修を実施しています。 また、わかりやすい、さがしやすいホームページとなるよう、トップページを定期的に見直しています。	インターネットを活用して市民ボランティアを募集し、ホームページの評価等に協力してもらい、市民参加によるリニューアルを行うとともに、全体の再評価と修正を実施します。	実施レベル	検討・準備					企画調整局  (企画調整局情報政策課) 電話番号 043-245-9331	
				一部実施							
				実施							
		取組み内容	リニューアル	・リニューアル方針検討 ★WEB市民ボランティアによる評価	・業者選定 ・現状分析 ★WEB市民ボランティアによる評価 ★編集委員会	・リニューアル					
		再評価・修正			★WEB市民ボランティアによる評価 ★編集委員会 ・再評価・修正	★WEB市民ボランティアによる評価 ★編集委員会 ・再評価・修正					
76	申請様式の変更	なし	市民の利便性の向上のため、申請書等の連絡欄に電子メールアドレスや携帯電話番号を記載できる様式に可能なものから改正します。	実施レベル	検討・準備					総務局  (総務局総務部総務課) 電話番号 043-245-5022	
				一部実施							
				実施							
		取組み内容	申請書等の改正	・現状調査 ・様式改正の方針等検討	・様式改正の実施 ・実態把握	・様式改正の実施 ・実態把握	・様式変更の実施 ・実態把握				
77	情報戦略の策定推進体制の構築	情報化を推進するポストとして、IT推進本部長(市長)やCIO(副市長)を設置していますが、必要な支援体制が不十分となっています。 また、市民の意見を吸い上げ(広聴)政策に反映し、市政情報を積極的に発信(広報)することが必要ですが、十分に機能していない状況です。	情報戦略を推進するCIO補佐監並びにCIOを支援する体制を整備し、ITの利活用について各部門の事務事業へ関与する仕組みを構築します。 また、広報・広聴機能を一元化し、市政情報を積極的に発信する組織を整備します。  ※CIO補佐監の役割 CIO補佐監は、CIO(情報化統括責任者)を補佐し、ITを活用した業務改善や情報システムの効率化のための計画を立案し、その実行にあたってはCIOを専門的見地から補佐し、全庁横断的に各部門へ働きかけを行う役割を担います。 CIO補佐監には、情報システムや情報セキュリティ以外にも、行政の業務全般に関する知識や経験が必要となります。	実施レベル	検討・準備				【関連No】 No.8 No.78	総務局、企画調整局  ・広報・広聴一元化と情報発信に関すること (総務局総務部行政管理課) 電話番号 043-245-5028  ・CIO機能の充実に関すること (企画調整局情報政策課) 電話番号 043-245-9331	
				一部実施							
				実施							
				取組み内容	CIO機能の充実	・体制の検討 ・各部門への関与についての検討	・CIO補佐監の設置 ・体制の検討 ・各部門への関与についての検討	・体制整備 ・ITを活用した情報化の推進			・ITを活用した情報化の推進
		広報・広聴一元化と情報発信	・組織の検討 ・手法の検討	・組織改正 ・市民の声の市政への反映 ・市政情報の積極的な発信	・市民の声の市政への反映 ・市政情報の積極的な発信	・市民の声の市政への反映 ・市政情報の積極的な発信					

マニフェストに関する取組み事業工程表

IV 未来への投資で全国に誇れる県都:千葉市へ / iv 全国に先駆けた先進行政サービスが受けられるIT先進都市へ

No.	取組み事業名	従来の取組み	取組みの方向性	工 程					取組みにおける留意事項	所管局 (問い合わせ先)			
				項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度			備考		
78	レガシーシステムの見直し	大型汎用コンピュータで運用しているシステムの見直しについては、第2次5か年計画の中で調査及び計画策定を予定していましたが、先送りとなりました。	平成23年度中にシステム刷新計画を策定し、平成24年度以降段階的に各システムの再構築に着手します。	実施レベル	検討・準備					【関連No】 No.77	<ul style="list-style-type: none"> <li>法改正等、国の動向に留意した計画の策定</li> <li>・現行システムからの安全かつ円滑な移行</li> <li>・システム構築費の抑制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画調整局、財政局、市民局、保健福祉局</li> <li>・事業全体に関すること (企画調整局情報システム課) 電話番号 043-245-5701</li> <li>・税務オンラインシステムに関すること (財政局税務部税制課) 電話番号 043-245-5116</li> <li>・住民記録オンラインシステムに関すること (市民局市民部政課) 電話番号 043-245-5132</li> <li>・福祉総合情報オンラインシステムに関すること (保健福祉局保健福祉総務課) 電話番号 043-245-5161</li> <li>・国民健康保険オンラインシステムに関すること (保健福祉局健康部健康保険課) 電話番号 043-245-5142</li> <li>・介護保険オンラインシステムに関すること (保健福祉局高齢障害部介護保険課) 電話番号 043-245-5063</li> </ul>	
					一部実施								
					実施								
				取組み内容	事業方針の検討・決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワーキンググループ設置</li> <li>・現状分析及び課題整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体システム構成の検討</li> <li>・システム化する業務範囲検討</li> <li>・推進体制の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム刷新計画の策定</li> </ul>					
	構築作業の実施					<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度から構築開始するシステムの企画構想書の作成</li> </ul>							



マニフェストに関する取組み事業工程表

Ⅳ 未来への投資で全国に誇れる県都:千葉市へ /vi 地元経済の活性化と雇用の確保

No.	取組み事業名	従来の取組み	取組みの方向性	工 程					取組みにおける留意事項	所管局 (問い合わせ先)	
				項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度			備考
82	商店街への支援の強化	商店街の活性化を図るため、商人にぎわい塾や商店街プラン作成事業等9事業において、商店街の取組みを支援しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街を強力的に支援するため、空き店舗対策事業など、既存補助制度の見直しを行います。</li> <li>・商店街の街路灯にかかる電灯料負担の軽減を図るため、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金等を活用し、新たな支援事業を実施します。(21年度のみ)</li> </ul>	実施レベル	検討・準備					<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政的な自立を意識した商店街運営の促進</li> <li>・空き店舗解消に向けた個店・商店街の積極的な協力</li> </ul>	経済農政局  (経済農政局経済部 経済振興課) 電話番号 043-245-5272
				一部実施							
				実施							
				取組み内容	既存補助制度の見直し	・改正案を作成	・改正補助制度の実施・周知	・継続実施・周知	・継続実施・周知		
83	中心市街地における情報発信	中心市街地150haの案内板サインシステム整備計画の基礎資料とするため既存案内板設置状況調査を実施しました。 また、中心市街地の活性化や市民生活の利便性向上を図るため、京成千葉中央駅前他に情報発信端末を4基設置しました。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民サービスや中心市街地の活性化を図る観点から、景観など総合的かつ専門的な視点にたった整備計画を検討・策定し、整備を行います。</li> </ul>	実施レベル	検討・準備					<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地の関係者や市民及び都市計画審議会等の意見の反映</li> </ul>	都市局  (都市局都市部 まちづくり推進課) 電話番号 043-245-5308
				一部実施							
				実施							
				取組み内容	整備計画の検討・策定	★市民意見の募集 ・主要動線、回遊ルートの想定 ・案内板サインシステムのあり方の検討 ・整備計画の基本方針の策定	・整備計画の策定				
84	雇用に関する対策等の充実	1 労働部門における取組状況 ・就職相談(職業紹介)を蘇我勤労市民プラザで実施しています(毎週月曜日は若葉・美浜区役所で出張相談を実施しています)。 ・労働相談を蘇我いきいきセンター及び幕張勤労市民プラザで実施しています。 ・市ホームページやコールセンターFAQへ各種相談事業の取組みを掲載して周知を図っています。  2 経済部門における取組状況 ・国の緊急保証制度に対応した経営安定資金融資を実施しています。 (平成21年6月5日、セーフティネット第5号認定に、新型インフルエンザによる影響が推測できる事業者が追加されました)	1 労働部門の方向性 ・労働相談、就職相談を引き続き実施します。 ・また、平成21年度からキャリアカウンセリング事業を実施し、労働に関する相談事業の充実を図るほか、中小企業勤労者等支援相談員による各種労働施策の調査・整理及び一元的な情報提供を行うなど、労働に関するワンストップサービスを整備します。 ・相談事業の周知については、市ホームページへの掲載に加え、区役所にリーフレット等を備えるなど、一層の周知に努めます。  2 経済部門の方向性 ・国の動向や利用状況に適切に対応していきます。	実施レベル	検討・準備					企画調整局、市民局、 経済農政局  ・雇用に関すること (市民局生活文化部 勤労市民課) 電話番号 043-245-5279  ・制度融資に関すること (経済農政局経済部 経済振興課) 電話番号 043-245-5272	
				一部実施							
				実施							
				取組み内容	労働相談・就職相談	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施		
84	雇用に関する対策等の充実	1 労働部門における取組状況 ・就職相談(職業紹介)を蘇我勤労市民プラザで実施しています(毎週月曜日は若葉・美浜区役所で出張相談を実施しています)。 ・労働相談を蘇我いきいきセンター及び幕張勤労市民プラザで実施しています。 ・市ホームページやコールセンターFAQへ各種相談事業の取組みを掲載して周知を図っています。  2 経済部門における取組状況 ・国の緊急保証制度に対応した経営安定資金融資を実施しています。 (平成21年6月5日、セーフティネット第5号認定に、新型インフルエンザによる影響が推測できる事業者が追加されました)	1 労働部門の方向性 ・労働相談、就職相談を引き続き実施します。 ・また、平成21年度からキャリアカウンセリング事業を実施し、労働に関する相談事業の充実を図るほか、中小企業勤労者等支援相談員による各種労働施策の調査・整理及び一元的な情報提供を行うなど、労働に関するワンストップサービスを整備します。 ・相談事業の周知については、市ホームページへの掲載に加え、区役所にリーフレット等を備えるなど、一層の周知に努めます。  2 経済部門の方向性 ・国の動向や利用状況に適切に対応していきます。	取組み内容	キャリアカウンセリング、中小企業勤労者等支援	・キャリアカウンセラー、中小企業支援相談員を活用したワンストップサービスの開始	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
				取組み内容	労働相談・就職相談等の周知	・市ホームページ、コールセンターFAQによる情報提供(継続実施) ・ガイドブックの作成及び区役所等における配布	・継続実施	・継続実施	・継続実施		
				取組み内容	経済対策	・緊急保証制度に対応した認定と融資の実行	・国の動向や経済状況に即した対応	・国の動向や経済状況に即した対応	・国の動向や経済状況に即した対応		
				取組み内容	労働相談・就職相談等の周知	・市ホームページ、コールセンターFAQによる情報提供(継続実施) ・ガイドブックの作成及び区役所等における配布	・継続実施	・継続実施	・継続実施		